

差別をなくし 多様性のある寛容な社会をめざして

「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。」

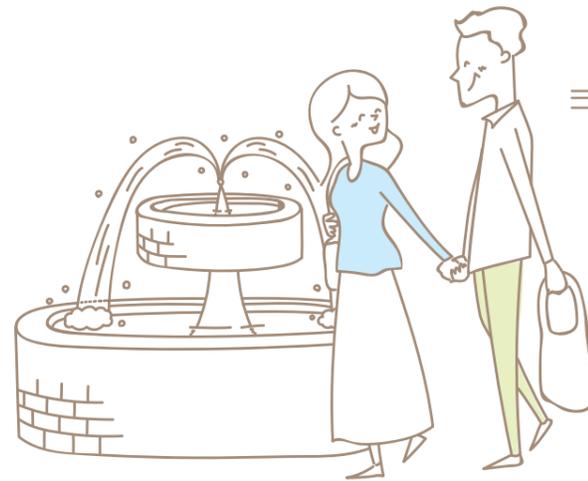
日本国憲法第11条は、日本国民が生まれながらにして基本的人権を持っていることを定めています。

また、世界人権宣言第1条では、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」と謳われています。

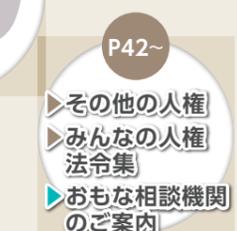
この冊子では、

わたしたちを取り巻くさまざまな人権についての課題をまとめました。

より良い未来のために、学び考えていきましょう。



目次



▶その他の人権
▶みんなの人権法令集
▶おもな相談機関のご案内

人権



この間授業で学習したんだけど、17世紀のヨーロッパでは、国王が権力を握っていて民衆の自由や権利が認められていなかったんだって。

そうだね。それで民衆の不満が高まって、徐々に「人権」という考え方が根付いてきたんだね。



18世紀末に起きたフランス革命では、「人権宣言」が採択されたよ。

その後、人権は各国の憲法にも取り入れられるようになり、その内容も広がってきたんだね。

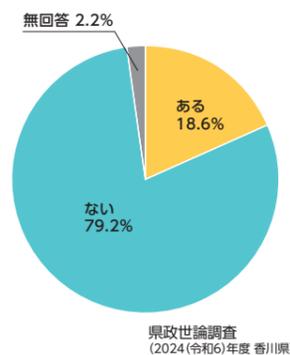


人権ってなんだろう？

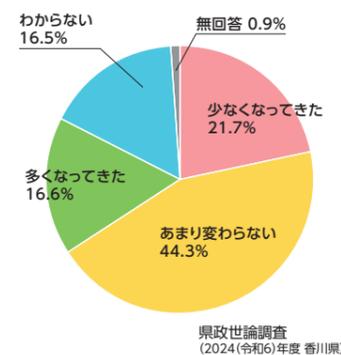
人権とは、誰もが生まれながらにして持っている、人間が人間らしく生きていくための誰からも侵されることのない基本的権利です。

人が幸せに生活できるためには、衣食住が足りていること、健康であること、生命・身体の危険がないこと、意見を自由に発表できること、正しい情報が得られること、自分の能力を十分に発揮できることなどがが必要です。

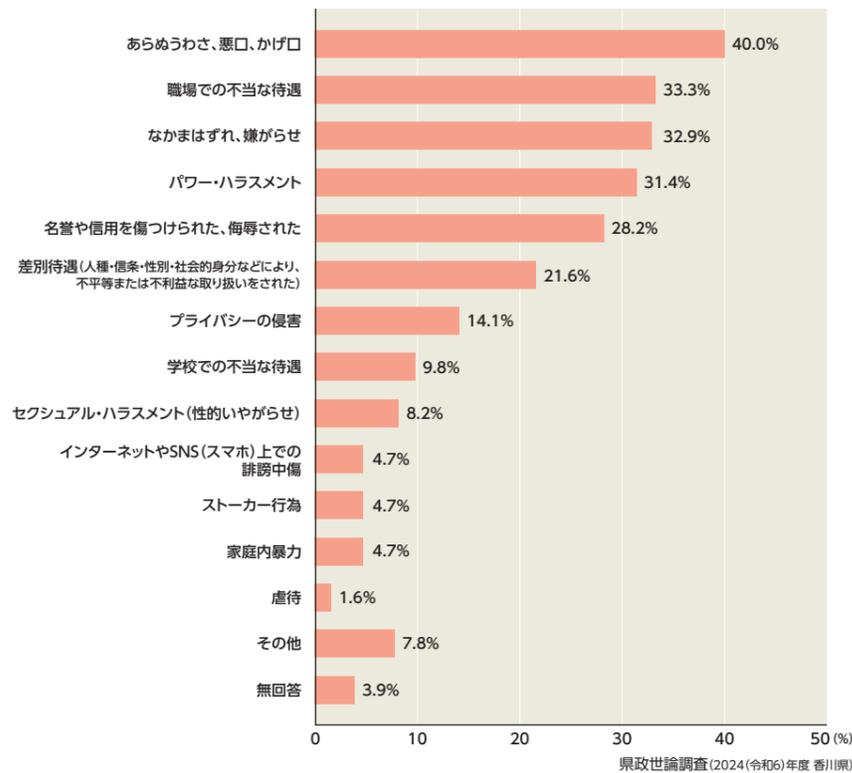
あなた、または、あなたの家族が今までに人権を侵害されたと思ったことがありますか。



あなたは、この5~6年間に、日本で人権が侵害されるようなことが、少なくなってきたと思いますか、多くなってきたと思いますか。



あなた、または、あなたの家族は、どのようなことで人権が侵害されたと思いますか。



いろいろな人権

憲法には、次のような人権が認められています。

- ・自由権
- ・平等権
- ・社会権(人間らしく生きる権利)
- ・参政権
- ・請求権

世界人権宣言

1948(昭和23)年12月10日の国連第3回総会で採択されました。この宣言では、人権を自由権、参政権、社会権に分けて規定されており、宣言で規定された権利に法的な拘束力を持たせるため、その後多くの条約が国連で採択されています。

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」

2011(平成23)年、国連人権理事会において、全会一致で支持された原則。ビジネスと人権の関係を、1)人権を保護する国家の義務、2)人権を尊重する企業の責任、3)救済へのアクセス、の3つの柱に分類し、人権を保護する国家の義務を再確認するとともに、企業には、その企業活動及びバリューチェーンにおいて人権に関する諸権利を尊重する責任があることを明記し、人権尊重の具体的方法として「人権デュー・ディリジェンス」の実施も規定されました。

日本政府は、2020(令和2)年10月、国連指導原則を踏まえた上で、「[ビジネスと人権]に関する行動計画」を策定しました。また、企業に求められる人権尊重の取組を具体的に解説した「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」を、2022(令和4)年9月に策定しました。

※1バリューチェーン:原材料の調達から顧客に届けるまでの付加価値をつなぐこと。

※2人権デュー・ディリジェンス(人権DD):企業活動における人権への負の影響を特定し、それを予防、軽減させ、情報発信すること。

SDGs

SDGs (Sustainable Development Goals)は、2015 (平成27)年9月、国連サミットにおいて採択された、2030 (令和12)年までに達成すべき国際社会全体の開発目標で、17のゴールと169のターゲットで構成されており、経済、社会及び環境の三側面を不可分のものとして調和させ、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざすこととされています。

このSDGsは、「誰一人取り残さない」ことを理念とし、その根底には「人権」があり、ゴール及びターゲットの一つ一つが、「全ての人の人権の実現」と密接に結びついています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

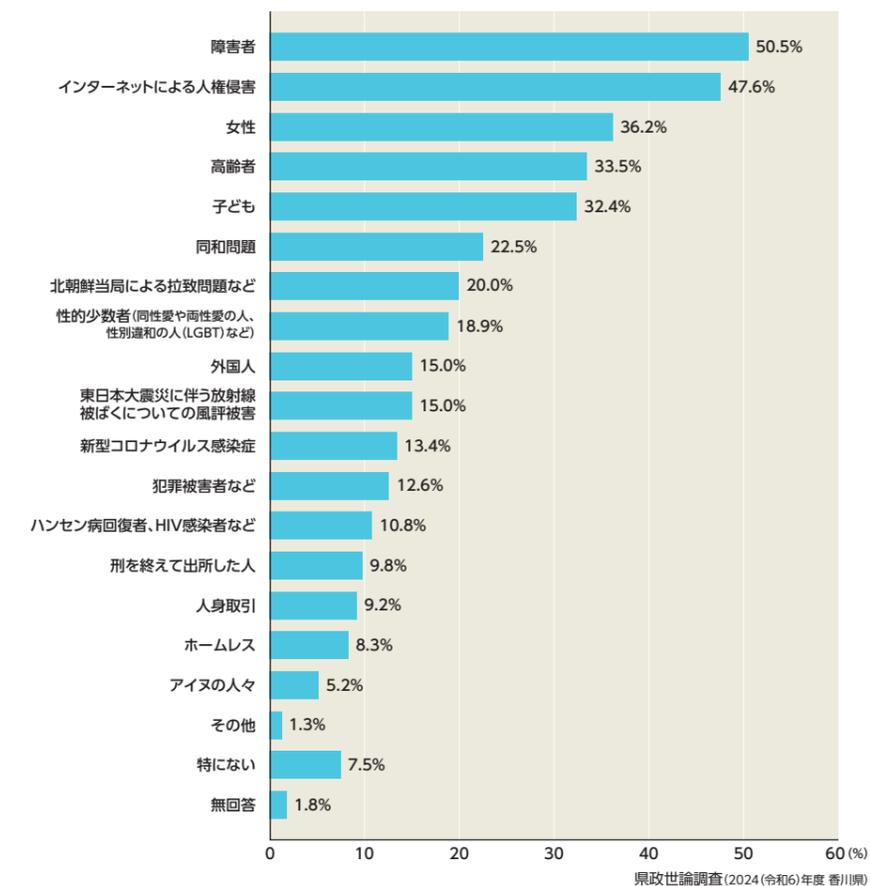


国内の人権問題

同和問題をはじめ、女性・子ども・高齢者・障害者・性的少数者・外国人・HIV感染者・ハンセン病回復者・犯罪被害者などに関する人権問題、インターネットによる人権侵害などの問題が存在しています。

日本社会の国際化、情報化、少子高齢化が進展するなかで、さまざまな人権問題に関する取組は、ますます重要になってきます。

日本における人権課題について、あなたの関心があるものはどれですか。



身近なところから人権を考えてみよう
一人ひとりが違って当たり前

「あれ、私と違う」と思ったら、始めはぶつかりあうこともあります。でも、お互いに話し合ったり、触れ合ったりして、一人ひとり違って当たり前だと気付けば、もっと理解し合えます。

私たちは、一人ひとりそれぞれ多様な考え方や価値観を持ち、日々、生活を営んでいます。誰もが平等で明るく幸せに生活できる社会を築くために、自分の人権と同じように他人の人権も認め合っていくことが大切です。



固定観念にとらわれない

「血液型がA型の人は几帳面」、「家事は女性がすべき」、「結婚式は大安の日でない」と。

このように、思い込みや固定観念などで一面的に決め付けたイメージ(ステレオタイプ)に、その人の価値観や優劣の考え方が加わると、時には合理的な理由もないまま人を避けたり、偏見や差別を引き起こすことがあります。

お互いの人権を尊重した人間関係を築いていくためにも、初めから何かを決め付けるのではなく、一人ひとりが持つ多様な個性を見つけ出し、認めていくことが大切です。



あなたの人権感覚を見直してみませんか

家族や友人と話をすると、とても日常的なことですが、その会話が誰かを傷付けているかもしれない…。そのように考えたことはありますか。

言葉は、人と人をつなぐ大切なコミュニケーション手段ですが、私たちが普段何気なく使っている言葉や表現の中には、人権を無視したものや差別的な意味合いが含まれているものがあります。例えば、「年寄りにはできない」とか「女のくせに」、「車いすでかわいそう」など。

私たちは、家庭・地域・職場・学校などの日常生活の場面に応じて、言葉を選び、表現していますが、その基準の中に人権の視点を入れてみてはどうでしょうか。人権について、さまざまな知識を身に付け、相手がその表現をどう感じているかを考えてみるのが大切です。



人権尊重社会の実現をめざして

私たちの社会には、依然としてさまざまな人権問題が存在しています。その根底には、「自分の人権と他人の人権を正しく理解し、相互に尊重しよう」という人権尊重の理念についての正しい理解が十分定着していないことがあるといわれています。

私たち一人ひとりが人権の大切さについて正しく理解し、お互いの人権を尊重することにより、全ての人が笑顔で暮らせる平和で豊かな社会をめざしましょう。

香川県の取組

2003 (平成15)年12月に、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため「香川県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、2013 (平成25)年12月、2021 (令和3)年10月に、それぞれ一部改正しました。

また、2021 (令和3)年10月に策定した「みんなでつくるせとうち田園都市・香川」実現計画(2023 (令和5)年10月に「人生100年時代のフロンティア県・香川」実現計画に変更)においては、人権尊重社会の実現に向け、人権啓発の推進、人権・同和教育の推進、人権擁護活動の充実といった施策について実施することを明記しています。

アンコンシャスバイアス

「無意識の思い込み」などと表現され、誰にでもありうるものです。性別による向き、不向きがある。などの思い込みは、日常にあふれていますが、気づかぬままに自分や周りの人の可能性を狭めてしまったり、誰かを傷つけてしまったりする場合があります。

マイクロアグレッション

日常生活の中で、人種、ジェンダー、性的指向などのマイノリティに向けられる無意識の差別的な表現のことです。「○○ちゃん、女の子なのにすごいね」などほめ言葉の形をとることもあります。発言者は善意かもしれませんが、自分の些細(マイクロ)な表現が、受け取る側にとってアグレッション(攻撃)になっていないか、考えることが大切です。

部落差別（同和問題）



私、結婚を前提にお付き合いしてる人がいるのよ。その人と結婚して、いい家庭を築きたいな。

あら、そうなの。今度お母さんにも紹介してちょうだいよ。ところで、その人はどこに住んでる人なの？



その人はね、〇〇市の△△に住んでるよ。

え、そこは大丈夫なの？ あなたの結婚相手、同和地区出身じゃないの…。



急にどうしたの、お母さん？ なんで生まれた場所を気にするの？ 彼のことをちゃんと見て判断してよ。

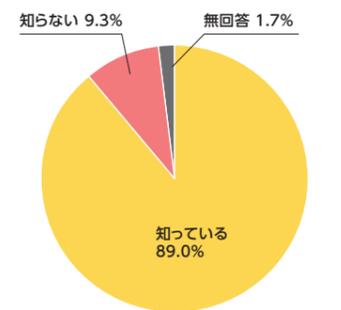


部落差別（同和問題）とは

部落差別（同和問題）とは、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を反対されたり、就職や日常生活の上でさまざまな差別を受けているという重大な社会問題であり、憲法で保障された基本的人権の侵害にかかわる課題です。

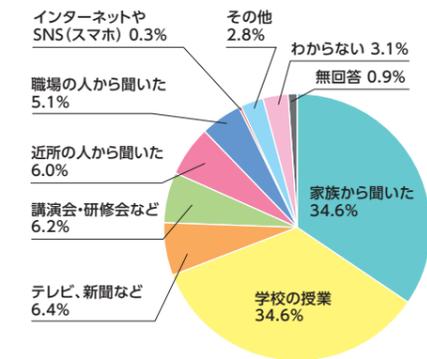
解決のためには、人権を尊重し、この問題について理解を深めることが必要です。

多くの人権課題がある中で、日本の社会に「同和問題」、「部落差別」などと言われる問題があることを知っていますか。



県政世論調査 (2024(令和6)年度 香川県)

同和問題について、あなたが初めて知ったきっかけは何ですか。



県政世論調査 (2024(令和6)年度 香川県)



部落差別（同和問題）のはじまり

中世（鎌倉時代や室町時代）から、芸能や庭造りなどの特定の職業に従事する人々はその職能（神に通じる・自然を作り変えるなど）により特別な力を持っているとして、同じ火や器を使わない、居住地を別にするなどの慣習的な差別を受けました。また、その職業は、賤視の対象でもありました。

江戸時代に入ると、幕府や藩は、領地内の人々を地域や職能ごとにまとめ、身分を編成して治めるようになりました。その中で、慣習的な差別を受けてきた人々や戦乱などにより放浪した人々は、他の身分以上に身なりや居住地を制限されるなどの政治的な差別を受けるようになりました。そして、それまでの慣習的な差別と相まって、人々は身分に上下があるものにとらえ、差別意識を強めていきました。

明治時代になり、近代化政策の中で江戸時代の身分制度はなくなりましたが、人々は、差別を受けてきた人々と対等であることを受け入れられませんでした。このため、職業・結婚・住居など社会の多くの面で、差別が続きました。

このように、日本社会の歴史的過程において形成された身分差別により、国民の一部の人々が、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、いまだにこうした差別が根強く残っています。

国や県、市町の取組

- 1871(明治4)年 「解放令」の公布
- 1965(昭和40)年 同和対策審議会の答申
- 1969(昭和44)年 「同和対策事業特別措置法」の施行
- 1982(昭和57)年 「地域改善対策特別措置法」の施行
- 1987(昭和62)年 「地域改善対策特定事業に係る財政上の特別措置法」の施行
- 1996(平成8)年 「香川県部落差別事象の発生防止に関する条例」の施行
- 2000(平成12)年 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の施行
- 2002(平成14)年 地域改善対策特定事業に係る財政上の特別措置法の失効により一般対策での対応
- 2016(平成28)年 「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行

香川県部落差別事象の発生防止に関する条例 (平成8年条例第3号)

この条例は、現に同和地区に居住していることや過去に居住していたことを理由として、結婚に反対したり、婚約を破棄するなどの結婚に際しての差別事象や、採用試験において不利な取り扱いをしたり、採用しないなどの就職に際しての差別事象の発生を防止し、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的としています。

条例では、結婚や就職に際しての部落差別につながる身元調査を禁止しています。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)(平成28年法律第109号)

この法律は、部落差別は許されないと認識の下、部落差別の解消に関し、国及び地方公共団体の責務を定め、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

同和地区に関する識別情報の摘示

「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会(憲法・民法の研究者、法律実務家、関係省庁等(法務省、総務省、最高裁判所))」において、インターネット上で特定の地域を同和地区であると指摘する情報を公表する行為は、通常、プライバシーを違法に侵害するものであるとして、当該情報を差止めにより削除することができるの見解が示されました。(2022(令和4)年5月公表)

同和地区に関する識別情報についての判例

特定の地域出身であるなどの情報をインターネット上に公開することは、一定の者にとっては、実際に不当な扱いを受けていなくても、これに対する不安感を抱き、ときにそのおそれに怯えるなどして日常生活を送ることを余儀なくされ、平穏な生活を侵害されることになるとした判決が出ており、確定しています。(2023(令和5)年6月28日東京高裁判決)

えせ同和行為対応の手引(令和3年12月法務省人権擁護局)

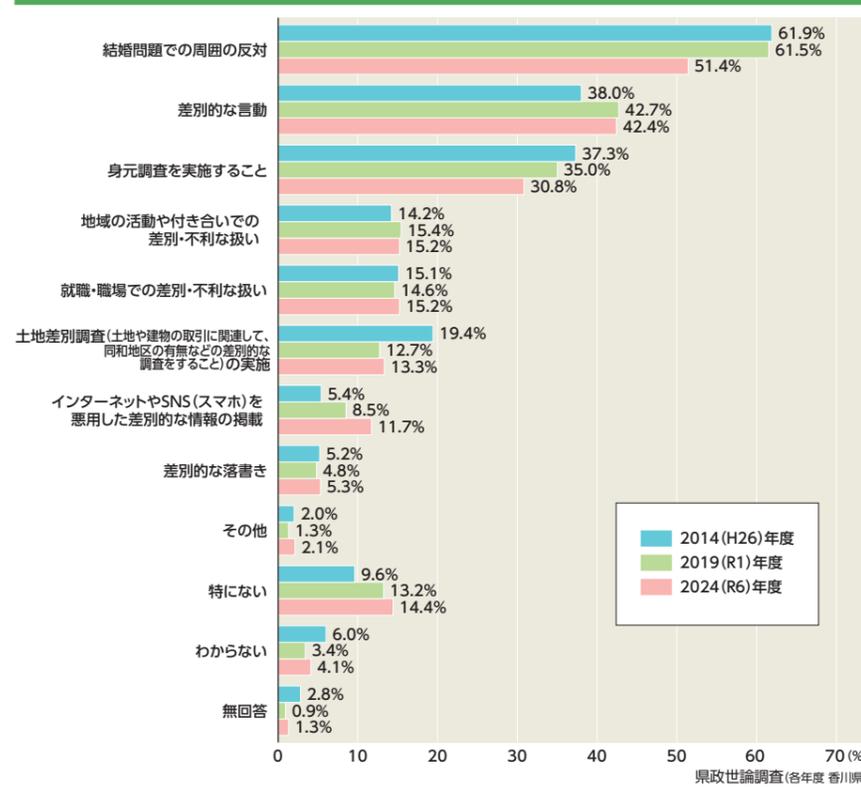
違法・不当な要求は断固として拒否するなど、12項目が基本的注意事項として示されています。



部落差別(同和問題)の現状

同和対策事業特別措置法をはじめとする3つの特別措置法に基づくさまざまな事業の実施により、同和地区の生活環境は大きく改善されました。しかしながら、結婚における差別、日常生活での差別発言などの事案は、依然として存在するほか、同和地区出身者を誹謗・中傷する表現や、同和地区の所在を示す書き込みがインターネット上に掲載されるなど、差別意識はまだ解消されたとはいえません。

同和問題に関して、あなたは、これまで、どのような差別を見聞きしたことがありますか。



えせ同和行為

この行為は、「同和問題はこわい問題であり、できれば避けたい」という人々の誤った意識に乗じて、何らかの利益を得るため、同和問題を口実にして企業や官公署等に不当な利益や義務のないことを求める行為であり、人々に同和問題に対する誤った意識を植え付ける、偏見や差別を助長する大きな要因となっています。

国が2024(令和6)年に行った調査の結果によると、被害率は減少していると思われるものの、依然としてえせ同和行為による被害の発生が確認されています。

えせ同和行為は同和問題の解決を阻害する行為として排除する必要があり、毅然とした態度で対応することが大切です。



同和問題に正しい理解と認識を

「部落差別は、そっとしておけば自然になくなる」とか、また、「子どもは何も知らないのだから、教えるとかえって差別の存在を知らせ、これを広める結果になる」という声を聞いたり、そう思ったりしたことはありませんか。

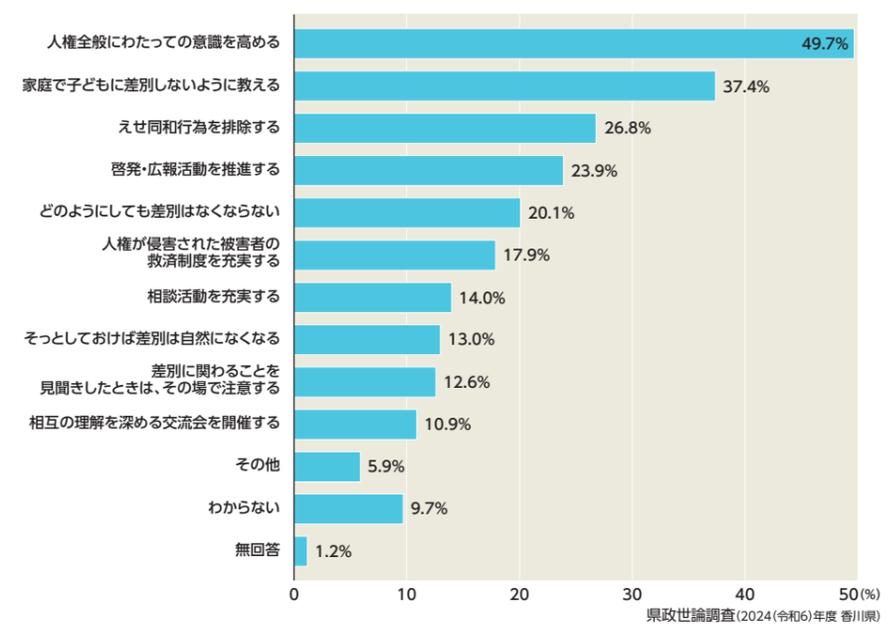
本当にそっとしておけば、部落差別(同和問題)は解決するのでしょうか。

1871(明治4)年に「解放令」が出されてから150年以上、1947(昭和22)年に日本国憲法が施行されてから80年近くが経過していますが、いまだに差別はなくなっていません。

それは、多くの人々が「自分とは無関係の問題だ」あるいは「そのうちに自然になくなるから」などとして、部落差別(同和問題)と向き合うことなく、避けてきたからではないでしょうか。また、インターネット上で部落差別(同和問題)についての正しい認識を妨げるような情報に触れることで、かえって差別の気持ちが強くなるという場合もあります。

そうならないためにも、部落差別(同和問題)を正しく理解することが大切であり、特に、未来を託す子どもたちには、正しく伝えていかなければなりません。

同和問題を解決するために必要と思われることは何ですか。



2025(令和7)年度 同和問題啓発ポスター



▲「無関心じゃ、なんにも変わらない。」

登録型本人通知制度

この制度は、本人が事前に登録しておけば、代理人や第三者に戸籍謄(抄)本や住民票の写しなどの証明書を交付したとき、その事実を本人に通知する制度で、人権侵害につながる不正取得への抑止効果が期待されています。(2012(平成24)年7月から県内すべての市町で実施)

MEMO

女性の人権



私、今度結婚するんだけど、仕事は続けたいし、やりたいことがいっぱいあるんだけど…これってわがまま？ 親には「女性は家事を優先しなきゃ」って言われたりしてるし。

仕事を続けるのもいいね。私は結婚したら家庭や地域のことにも力を入れようと思っているよ。



そっか～。「女性はこうしなきゃ」じゃなくっていろんな考えがあっていいんだね。

そうそう。パートナーと話し合ってみなよ。



知る 男女共同参画社会とは

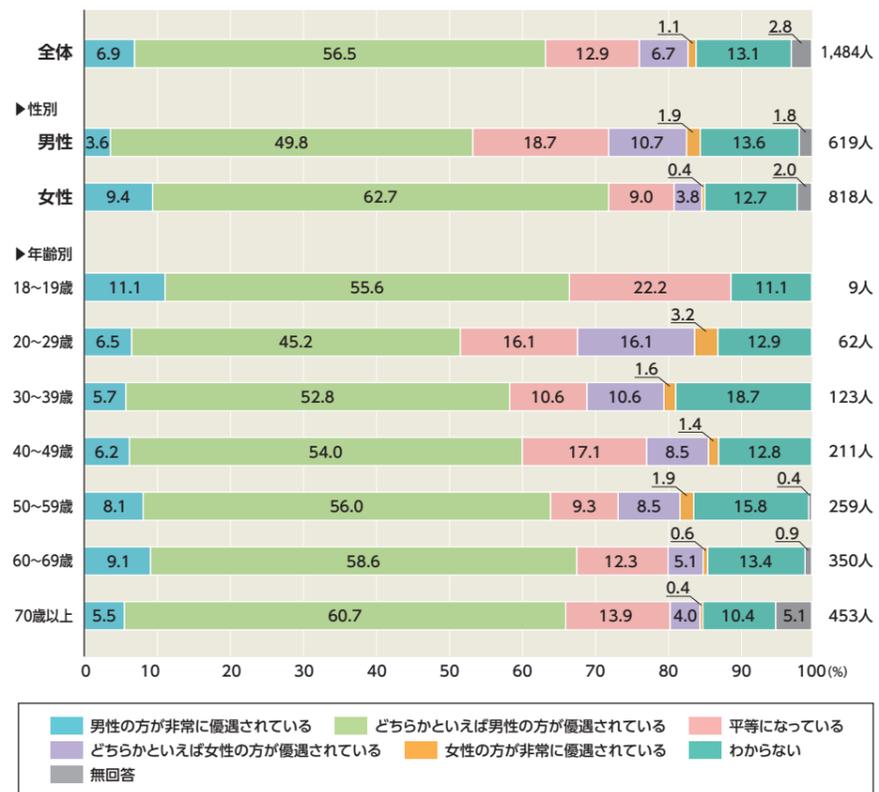
男女共同参画社会とは、男女が共に、社会のあらゆる分野で、性別に関わらず個性と能力を十分に発揮できる社会のことです。

知る 性別による固定的な役割分担について

2025(令和7)年度香川県県政世論調査によると、依然として多くの人が社会のさまざまな分野で男性が優遇されていると感じています。また、2019(令和元)年度に実施した香川県民意識調査では男女の役割分担について、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」、「どちらかといえば賛成」と回答した人が4割を超えています。

人間には、生物学的な性別がある一方で、社会通念や慣習の中に、社会によって作りあげられた「男性像」、「女性像」といった「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)があるといわれています。これらの中には、性別だけを理由に固定的に役割を決め付けてしまうことで、個人の個性と能力の発揮を阻害したり、女性のみならず男性の行動をも制約してしまうおそれのあるものもあります。

社会全体における男女の地位の平等感



※全体には、性別または年齢の無回答を含むため、男性と女性の合計人数と一致しない。
県政世論調査(2025(令和7)年度 香川県)

男女共同参画社会基本法 (平成11年法律第78号)

この法律には、男性と女性が互いに人権を尊重し、責任をわちあいつつ個性と能力を發揮できる男女共同参画社会をつくるための基本となる考えが示されています。

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律 (育児・介護休業法) (平成3年法律第76号)

子育てや介護と仕事の両立を手助けするため、休業制度のほか、勤務時間短縮などの措置を事業主に義務付ける規定が設けられています。

2021(令和3)年6月に改正され、子どもの出生後8週間以内に、男性が最大4週間の出生時育休(産休)を取れるようになりました。企業には対象社員に取得を働きかけるよう義務付けられています。

子どもの人権



家に帰ったら、毎日お父さんから「勉強しなさい」って怒られてばかりだよ。それに僕の勉強のことでお父さんとお母さんがよく喧嘩になるんだ。それに比べて君はいいなあ。毎日サッカー教室に行けるなんて…。

僕も好きでサッカーをしてるわけじゃないんだ。サッカー選手になるのがお父さんの夢だったんだ。それで僕にサッカーを習わせるんだ。



そうだったんだ。なんで親は子どもを思いどおりにさせようとするのかな。僕たちには自由がないのかな。

そんなことはないよ。人権はみんなに認められているもので、子どもは、「子どもの権利条約」の中でたくさんの権利が認められてるんだよ。



そうなの。子どもの権利がちゃんとあるなんて知らなかったな。一体どんな権利があるんだろう。調べてみよう。

知る 子どもの権利

人は誰もが人として尊重され、幸せに生きる権利を持っています。これは出身地、人種や民族、性別、障害のあるなしなどの違いを超えて、全ての人に生まれながらに与えられた権利であり、大人と同様に子どもにも人権があります。

知る 子どもの権利条約

1994(平成6)年、日本は「児童の権利に関する条約」(子どもの権利条約)を批准しました。この条約では、子どもが一人の人間として尊重され、大人と同じように独立した人格と尊厳を持つ権利の主体としてみなしています。

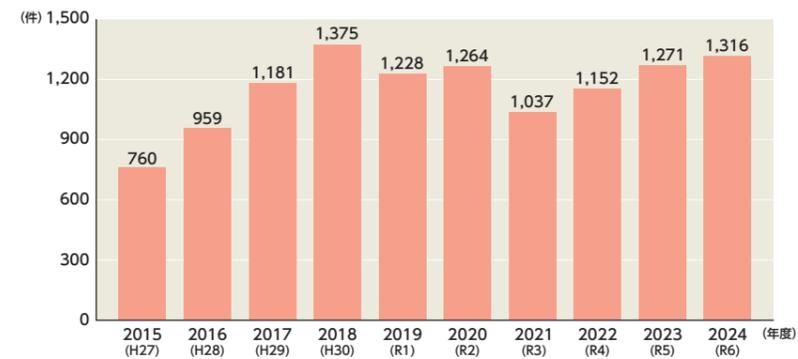
知る 子どもへの人権侵害

児童虐待

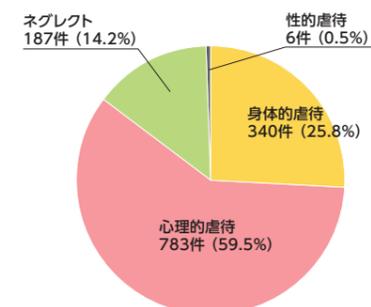
児童虐待とは、親が、子どものからだやこころを傷つけることです。児童虐待は、子どもに対する重大な人権侵害であり、大きく分けて右の4つの種類があります。

- ① 身体的虐待 (殴る、蹴る、やけどを負わせるなど)
- ② 性的虐待 (子どもへの性交、性的行為の強要など)
- ③ 心理的虐待 (傷つくことを言う、言葉による脅しなど)
- ④ ネグレクト (家に閉じ込める、食事を与えないなど)

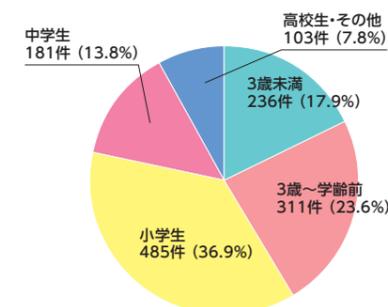
県児童相談所(子ども女性相談センター、西部子ども相談センター)の児童虐待対応件数の年度別推移



2024(令和6)年度児童虐待対応件数の種類別内訳



2024(令和6)年度児童虐待対応件数の年齢別内訳



児童相談所(子ども女性相談センター、西部子ども相談センター)調査

「子どもの権利条約」が定めている権利

- ① 生きる権利
- ② 育つ権利
- ③ 守られる権利
- ④ 参加する権利

子どもの権利を定めている法律

日本では、平成28年の児童福祉法改正により、子どもは、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されています。また、令和5年には、全ての子どもが、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども施策を総合的に推進するための基本的な法律として、こども基本法が施行されています。

こども家庭庁の創設

こども政策を更に強力に進めていくため、常にこどもの視点に立ち、こどもの利益を第一に考え、こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織として、令和5年4月に創設されました。

児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法)(平成12年法律第82号)

この法律は、2000(平成12)年5月に成立し、同年11月に施行されました。この法律では、児童に対する虐待の禁止、児童虐待防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護のための措置などが定められています。

2004(平成16)年4月に一部改正(同年10月から施行)され、児童虐待を「人権の著しい侵害」と明記し、児童虐待の定義を明確化すると共に、国及び地方公共団体の責務の強化、通告義務の範囲の拡大、児童の自立支援等を盛り込みました。

2007(平成19)年6月の一部改正(2008(平成20)年4月から施行)では、法律の目的に「児童の権利利益に資すること」を明記すると共に、児童の安全確認等のための立ち入り調査等の強化、保護者に対する面会・通信等の制限の強化等を盛り込みました。

また、2019(令和元)年6月の一部改正(2020(令和2)年4月から施行)においては、親権者等による体罰の禁止等を盛り込みました。

ヤングケアラーの実態に関する調査(厚生労働省・文部科学省、2021(令和3)年3月)

「世話をしている家族がいる」と回答したのは、中学2年生が5.7%(約17人に1人)、全日制高校2年生が4.1%(約24人に1人)。

知る 児童虐待が子どもに及ぼす影響

児童虐待は心身に深刻なダメージを引き起こし、その後の子どもの成長・発達にさまざまな影響を及ぼします。また、死に至るようなケースもあるため、迅速かつ適切な対応を要します。

考える 児童虐待を防ぐには

児童虐待を防ぐために「発生の予防」、「早期発見・対応」、「保護・支援」の取組が不可欠です。そして、その背景は多岐にわたるため、児童相談所や市町だけでなく、地域の幅広い協力体制の構築が必要です。

- ①発生の予防
 - 児童虐待に至る前に、適切な支援につなげることが必要(育児の孤立化、育児不安の防止)
- ②早期発見・早期対応
 - 児童虐待が深刻になる前の早期発見・早期対応が必要
- ③子どもの保護・支援、保護者支援
 - 子どもの安全を守るための適切な一時保護が必要
 - 家族再統合に向けた保護者への支援が必要
 - 社会的養育体制の拡充が必要

知る 子どもの人権に関わるその他の問題

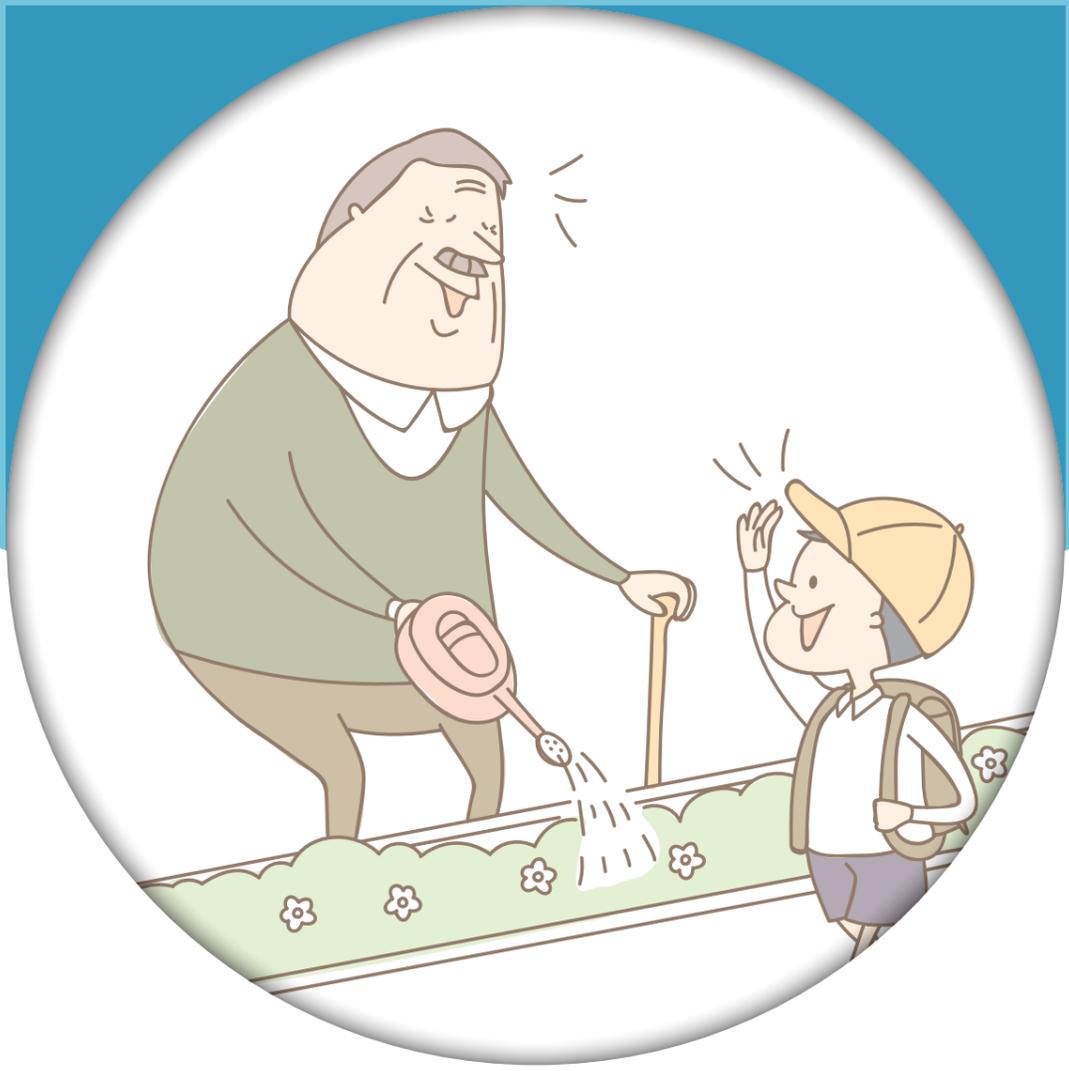
子どもの人権に関わる問題には、児童虐待のほか、いじめや不登校などの問題、18歳未満の子どもが家族の介護や世話をするいわゆるヤングケアラーの問題、養育費用未受給の問題、児童買春・児童ポルノの問題、戸籍を持たない無戸籍児童の問題などがあります。

これから 子育てに不安を感じたら

子育てに不安を感じたら、誰かに相談しましょう。育児の相談をしたり、保護者同士で交流することで、悩みが軽減したり、解決の糸口が見つかることもあります。

- 電話相談 ●なかまづくり(子育てサークル)
- 家庭訪問による育児支援 ●専門職への相談(保健師・保育士・医療関係者)

高齢者の人権



こんにちは。いつも学校の行き帰りの見守りありがとうございます。



そうなんだ。他にも集会所の花壇の手入れもしてくれるし、ずっとお礼が言いたかったんです。



こんにちは。どういたしまして。私にとっては、こうやってみんなの元気な顔を見ることがうれしいんだよ。



ありがとう。そんな大げさなことじゃないけれど、感謝されたら私もやりがいがあるってなんだよ。年を重ねても生きがいは大切なんだ。

知る 高齢社会対策基本法 (平成7年法律第129号)

この法律は、1995(平成7)年に成立し同年12月に施行されました。この法律では、高齢化の進展に合わせて高齢社会対策を総合的に進めることを国の責務と定めるとともに、政府に対する高齢社会対策大綱の策定の義務付け、内閣総理大臣をはじめ関係閣僚を委員とする高齢社会対策会議の設置などを定めています。

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成17年法律第124号)

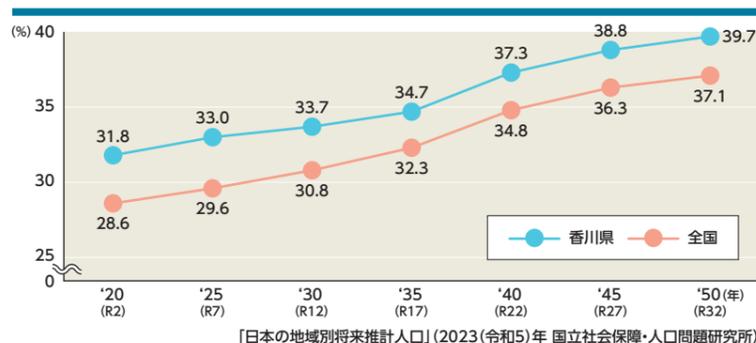
この法律は、2005(平成17)年11月に成立し、2006(平成18)年4月に施行されました。この法律では、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する支援のための措置等を定めています。

知る 豊かな長寿社会とは？

人口の高齢化が急速に進展して、2070(令和52)年には、国民の2.6人に1人が65歳以上になると予測されています。今後、高齢者の割合がこれまで以上に大きくなっていく中で、高齢者が暮らしやすい社会をつくることは、他の世代の人にとってもやさしく暮らしやすい社会の実現につながります。

年齢に関わりなく、それぞれの希望に応じて活躍できる環境を整備し、全ての世代の人々が安心して豊かに暮らせる持続可能な社会を築いていく必要があります。

高齢化率の推移



知る 高齢者への虐待

介護を必要としている高齢者に対して、介護者が虐待を加えるなど、高齢者への人権侵害が大きな社会問題となっています。

虐待の種類として、身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待の5種類があります。

高齢者虐待防止法においては、国民全般に養護者による虐待について市町村への通報義務を課しているほか、養介護施設、病院、保健所等の関係団体や医師、保健師、弁護士等といった、高齢者虐待を発見しやすい立場にある人々には早期発見の努力が義務付けられています。

考える 高齢者虐待ではと思ったら

介護を必要としている高齢者が虐待を受けるケースが圧倒的に多いため、被害者自身が助けを求めることは困難です。

周囲の人たちが、高齢者への虐待が行われている兆候を感じたら、早急に相談することが必要です。

考える 高齢者のことで困ったらどうする？

地域包括支援センターは、地域に住んでいる高齢者やその支援のための活動に関わっている人が利用できます。総合相談では、高齢者自身だけでなく、家族や近所の人からの相談も受け付けており、必要なサービスや制度を紹介しています。

これから 支えあい安心して暮らせる長寿社会の実現に向けて

家庭の中で

高齢者に対し、家族が、身体機能の低下を理由に厄介者扱いしたり、自尊心を傷つけるような言動をすることはありませんか。また、高齢者がしたいと思っているのに、家事や手伝いをさせないようにしてはいませんか。

加齢とともに身体能力が低下しても、家庭の中で重要な一員として認められることは、生活の質を維持するために重要なことです。日常生活の中でコミュニケーションを大切に、高齢者の自主性を尊重しましょう。

介護が必要となった高齢者とその家族の支援

人は誰でも、最後まで人間としての尊厳を保ちたいと願っています。介護を必要とする高齢者自身も、高齢者を支える家族も、日頃から相談できる相手をつくって虐待の発生を防ぐとともに、介護保険や福祉サービスを適切に利用して、高齢者が自分の望んだ人生を送れるよう支援する仕組みを築くことが大切です。

地域の中で

高齢者は、ボランティアや地域活動への参加意欲が高く、また、実際に多くの人が何らかの活動に参加しています。社会の中で重要な役割を果たすことが大きな生きがいとなっているのです。地域の中で、高齢者が活動できる場を広げましょう。

高齢者がこのような社会参加活動を通じて、若者や子どもたちなど幅広い層と交流することは、相互の理解を深めるだけでなく、昔の遊びやふるさとの歴史、郷土料理など、昔から伝えられてきた貴重な文化を次の世代に伝えるためにも大切なことです。

また、一人暮らしの高齢者や高齢者だけの世帯も増加しており、声かけや困ったときの支援など近隣での助け合いや、ちょっとしたボランティアなど、地域全体で高齢者を支える共助の社会づくりを進めましょう。

成年後見制度について

成年後見制度は、認知症などの理由で判断能力が十分ではない人の財産管理や身上監護を行う制度です。認知症や知的障害などで判断能力が十分でない人の自己決定権を尊重しつつ、本人の権利の保護を図っています。

介護保険法 (平成9年法律第123号)

この法律は、1997(平成9)年に成立し、2000(平成12)年4月に施行されました。この法律では、介護を要する状態となってもその者の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する介護保険の制度を定めています。2006(平成18)年4月の一部改正により、各市町に地域包括支援センターが設置され、高齢者の総合相談窓口として、成年後見や虐待対応等の権利擁護に関する業務や介護予防事業等を行っています。

共生社会の実現を推進するための認知症基本法 (令和5年法律第65号)

この法律は、2023(令和5)年に成立し、2024(令和6)年1月に施行されました。この法律では、認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を推進することを目的としています。

障害者の人権



今日、駅前で目が不自由な人がとても困っていたんだよ。点字ブロックの上に自転車を置いているからだよ。

そうなんだ。目が不自由な人にとっては点字ブロックはとても大事だよ。そこに自転車を置くなんて。



そうそう。まちでは障害のある人に配慮していることがほかにもあるんだけど、知らない人も多いよね。

そうだよね。私の知らないこともあるんでしょう。今度、まちで障害のある人への配慮にはどんなものがあるのか見てみよう。

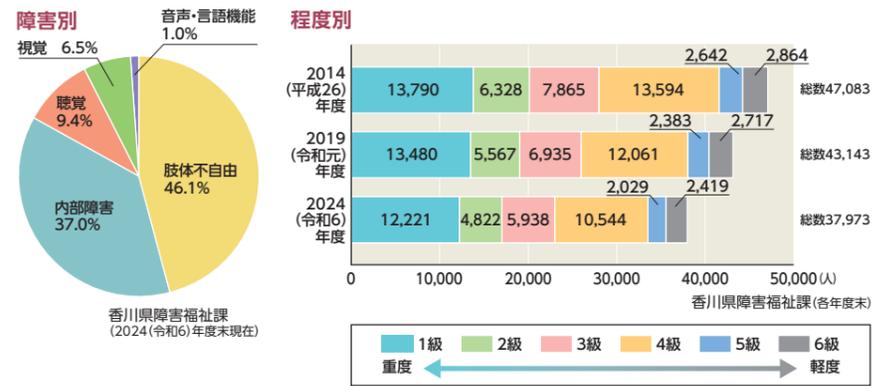


障害のある人を取りまく状況

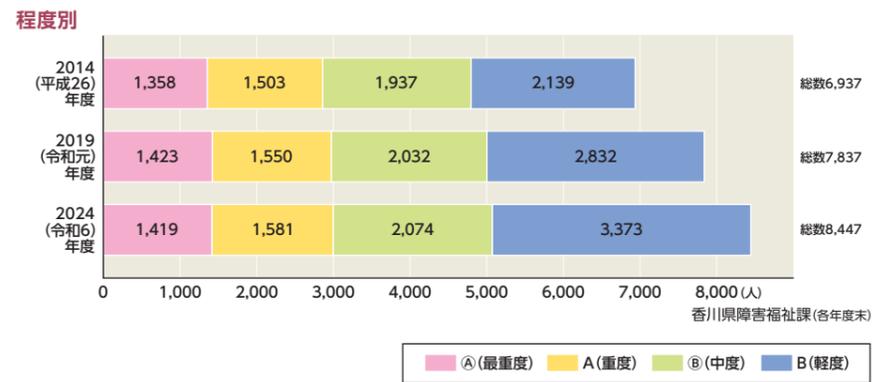
私たちは、誰もが人間として尊重され、人間らしく生きる権利を持っています。しかし、あなたの周りで、障害のある人がさまざまな不便を感じていることはないでしょうか。また、障害のある人の自立や社会参加を阻んでいることはないでしょうか。

- 障害者が不便に思うこと
- 車いすで進めない段差がある。
 - 歩道に点字ブロックがない。
 - 駅のホームに点字ブロックや転落防止のためのホームドアがない。
 - 公共施設等に文字や音声の案内がない。
- など

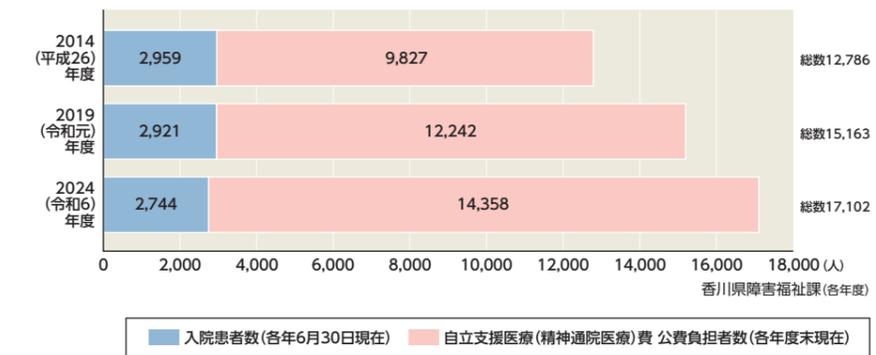
身体障害者の現状及び推移(身体障害者手帳交付者数)



知的障害者(児)の推移(療育手帳交付者数)



精神障害者の推移



障害者基本法(昭和45年法律第84号)

この法律は、1993(平成5)年11月に「心身障害者対策基本法」を一部改正して成立し、さらに2011(平成23)年8月に改正されました。この法律では、基本的理念として、全ての国民が障害の有無にかかわらず基本的人権を有する個人として尊重され、何人も障害を理由として差別してはならないと定められています。

また、12月3日から12月9日までの1週間を「障害者週間」とすること、国や地方公共団体が障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならないことなどが定められています。

障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)(昭和35年法律第123号)

この法律は、1987(昭和62)年に「身体障害者雇用促進法」を一部改正して成立したものです。この法律では、事業者に対して、一定割合以上の障害者を雇用しなければならないことなどが定められています。(民間企業2.5%、国・地方公共団体等2.8%、都道府県等の教育委員会2.7%)また、2016(平成28)年4月から、障害者に対する差別的禁止及び事業主に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(障害者虐待防止法)(平成23年法律第79号)

この法律は、2011(平成23)年6月に成立し、2012(平成24)年10月に施行されました。この法律では虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置や、養護者に対する支援のための措置などが定められています。

障害者の権利に関する条約

この条約は、2006(平成18)年12月13日に国連総会で採択されたもので、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。日本は、2007(平成19)年に署名し、2014(平成26)年1月20日に批准しています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(平成25年法律第65号)

この法律は、2013(平成25)年6月に成立し、2016(平成28)年4月に施行されました。この法律では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別を解消するための措置などが定められています。

また、この法律で定められていることは次の2点です。

- 「不当な差別的取扱い」の禁止
障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止
- 「合理的配慮」の提供
障害のある人から配慮を求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること

2024(令和6)年4月1日から改正障害者差別解消法が施行され、事業者に対する合理的配慮の提供義務化や差別を解消するための支援措置の強化が新たに定められます。

ノーマライゼーション

障害のある人が障害のない人と共生し、人として当たり前の生活を送ることができる社会がノーマルであるとする考え方です。



個性と人格を尊重し合いながら

障害のある人とのコミュニケーションは、難しく思えるかもしれません。場合によっては、どうやって何を話したらいいのかと、考え込んでしまうでしょう。だからといって、こちらが障害にこだわって考え、口先のねぎらいを言うことは、個人の人格を尊重することには必ずしもつながりません。

障害の特性を考えて、コミュニケーションの方法などを考慮することは必要ですが、「障害のある人だから」という先入観にとらわれず、障害のある人も、個性と人格を持った一人の人間であるという当然の事実を忘れないようにしましょう。



心のバリアフリー・情報のバリアフリー

自然に生まれた言葉です
手話

手話は、聴覚に障害のある人たちの間で自然に生まれて発展してきました。手話は各地域によって少し異なりますが、言葉の持つイメージを手で表現しているので、感覚的に分かり合える場合もあります。

成人してから聞こえにくくなった人は、筆談(要約筆記)の方がいい場合もあります。

電車の切符を買うときや、エレベーターなどで見かけます
点字

1マスに6つまでの小さな突起(点)から構成されています。五十音に対応した標準点字、また数字、アルファベットに対応した表記もそろっています。外国語の点訳も可能です。点字で書かれた本なども、いろいろと出版されています。

訓練された補助犬はパートナー
盲導犬・聴導犬・介助犬(身体障害者補助犬)

身体の障害のため外出などが不自由な人の生活を助けるために特別に訓練された犬です。犬が補助することによって、屋外へ出ることもできます。

公共施設やお店で、補助犬同伴を受け入れることは、法律によって義務付けられています。



施設のバリアフリー

香川県は、1996(平成8)年3月に「香川県福祉のまちづくり条例」を制定し、障害者、高齢者をはじめ全ての人が、個人として尊重され、主体性及び自立性を保ちながら積極的に社会に参加することができ、また、住み慣れた地域の中で、ふれあい、共感しながら、生きがいを持って生活することができる社会の実現をめざしています。この条例では、公共的施設等へのスロープや手すりの整備基準などを定めることで、バリアフリーを推進しています。また、条例に定めた整備基準に適合した施設へ適合証を交付しています。



適合証



かがわ思いやり駐車場制度

県では、官公署やショッピングセンターなどの公共施設に設置された障害者等用駐車場(車いすマークがある駐車場)の適正な利用を進めるため、「かがわ思いやり駐車場制度」を実施しています。障害者や要介護高齢者など、移動に配慮が必要となる方が利用証の交付を受け、施設の協力のもとに設置された専用の駐車場に優先的に駐車できる制度です。



かがわ思いやり駐車場制度利用証(車に掲示して使用)



自分ができることは何だろう?

障害のある人に会った時、あなたはどうしますか。例えば、車いすや白い杖を使用しているなど外見で分かる人と、聴覚や内部機能の障害、また知的障害、精神障害があるなど、外見では分からない人もいます。もし、その人が困っているようなら、一人ひとりにふさわしい方法でお手伝いすることが大切です。

まずは、「何かできることはありますか。」と声をかけるなど、あなたにできることから始めてみませんか。

ユニバーサルデザイン

障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず、全ての人に使いやすく、安全で分かりやすいことを考慮したデザインのことです。



自分の力で食事ができるようスプーンの首部分を自由に曲げられます。

香川県障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例(平成29年条例第30号)

この条例は、2017(平成29)年10月に成立し、2018(平成30)年4月に施行されました。この条例では、障害を理由とする差別の解消を図り、共生社会を実現するため、基本理念や県の責務、県民等の役割などが定められています。

インクルーシブ教育システム

インクルーシブ教育システムとは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするため、障害のある者となない者が共に学ぶ仕組みです。

ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方から援助や配慮を受けやすくなるよう身につけるマークです。



性的少数者の人権



最近まちを歩いてたら虹色の旗がかかっているのを見るんだけど、あれはどういう意味があるのかな。

それはレインボーフラッグっていうんだよ。性的少数者の象徴になっている旗なんだ。



へー、そうなんだ。最近LGBTって言葉はよく聞くんだけど、僕の周りにはそんな人いないな～。

そんなことないよ。9.7%の人が性的少数者であると回答した調査もあるんだよ。LGBTの存在を身近に感じてもらうために、アライ(ALLY)の方々と一緒になってレインボーパレードといったイベントも開催されているよ。



アライって言葉は聞いたことがないな。

アライは、性的少数者のことを理解し、支援しようとする人のことで、誰でもなれるよ。企業や大学でもアライの輪が広がっているよ。



LGBTとは

同性愛や両性愛の人、性別違和の人などを広く総称して、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)と呼びます。性的少数者のうち、LGBTとは、レズビアン(L:同性を好きになる女性)、ゲイ(G:同性を好きになる男性)、バイセクシュアル(B:同性を好きになることもあれば、異性を好きになることもある人)、トランスジェンダー(T:出生時の体の性別とは異なる性別を生きる人)のことを言います。

LGBTなど性的少数者の割合は、調査が困難な分野のため、数字にばらつきがありますが、回答者の9.7%とする報告もあります。



性の構成要素

人の性は、「からだの性(生物学的性)」「こころの性(性自認:Gender Identity)」「好きになる性(性的指向:Sexual Orientation)」「表現する性(性表現:Gender Expression)」などの組合せです。これらの組合せが多様であるため、性のあり方はグラデーション(段階的に色が変わっていく様子)であるとされています。

「からだの性」とは、外性器・内性器・性染色体など、からだの特徴で分かれる性です。

「こころの性」とは、自分自身がどんな性だと自覚しているか、ということです。男性だと自覚している人、女性だと自覚している人、性別は決めたくないという人などさまざまです。「こころの性」と「からだの性」が一致せず、自身のからだへの違和感を持つ人もいます。

「好きになる性」とは、どのような性の人を好きになるか、ということです。異性を好きになる人、同性を好きになる人、どちらの性も好きになる人、性別にこだわらない人などさまざまです。人の性的指向は、自分の意思で決められるものではありません。

「表現する性」とは、服装・言葉遣い・振る舞いなど、自分自身がどのように「性」を表現したいか、ということです。



生活の中で困っていること

性的少数者の方は、日常生活の中で困ることもあります。例えば、トイレや更衣室です。トイレに行きたいのに、人目が気になって行くのを我慢したり、誰もいなくなるまでは入れなくて悩む人がいます。また、自分が望む性別の更衣室で着替えができなくて苦痛を感じている人もいます。

性別欄の記載についても不自由を感じる方がいます。履歴書をはじめさまざまな書類には、「男・女」という性別欄があり、どちらかに○(マル)をつけなければなりません。性的少数者の方々は、このようなことにも苦しんでいます。

また、服装についても、からだの性に合わせた服を着るように求められることに、とても苦痛を感じています。

さまざまな性

Q:クエスチョニング(自分自身のセクシュアリティを決められない、分からない、またはあえて決めない人)

X:エックスジェンダー(「こころの性」を男性・女性のどちらかとは明確に認識していない人)

Aro:アロマンティック(誰に対しても恋愛感情を抱かない人)

Ace:アセクシュアル(誰に対しても性愛の感情を抱かない人)

SOGI

SOGI(ソジまたはソギ)とは、性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉です。これは、LGBTに限らない全ての人が持っている属性を表します。

性別の取扱いの変更の審判が可能な要件

「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(平成15年法律第111号)より

- 18歳以上であること
- 現に婚姻をしていないこと
- 現に未成年の子がいないこと
- 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること
- その身体について他の性別に係る身体の性器に係る部分に近似する外観を備えていること

※④の要件は憲法第13条に違反し無効であるとの最高裁判所の判断(2023(令和5)年10月25日)が示されています。
⑤の要件についても、一部の家庭裁判所で違憲判決が出ています。

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)

この法律は、性の多様性に関する理解増進の施策は、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、全ての国民が人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとの「基本理念」にのっとり、国、地方公共団体及び事業主等の役割を定めています。

パートナーシップ宣誓制度

この制度は、お互いを人生のパートナーとし、相互の協力により継続的な共同生活を行い又は行うことを宣誓した性的少数者のカップルに対し、自治体が2人の関係を証明する制度です。
証明書等の交付を受けると、婚姻関係に相当するものとして、公営住宅の入居など利用できるようになる行政サービスがあります。
現在、県内すべての市町がパートナーシップ宣誓制度を導入しています。
このうち、対象者を拡充して、パートナーシップ宣誓当事者と一緒に暮らしている子どもや父母等も家族関係にあることを証明する「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」へ移行している自治体もあります。
また、2025(令和7)年10月1日に、県内すべての市町が、全国規模の組織である「パートナーシップ制度自治体連携ネットワーク」に加入したことにより、パートナーシップの宣誓をされた方が連携自治体間で引越しを行った際における、再度の宣誓が不要となるなど、手続きの簡素化が図られました。

香川県パートナーシップ制度(2023(令和5)年10月1日施行)

性的少数者への県民の皆様の一層の理解増進と、多様性に寛容な社会の実現に寄与することを目的とする制度です。取組内容は、次の3点です。

- 1 県施策におけるパートナーシップ宣誓者への合理的な配慮
県の事業において、県内市町からパートナーシップ宣誓証明書の交付を受けた方を婚姻関係に相当するものとして取り扱うなど、合理的な配慮に努めます。
2 市町間の連絡調整
宣誓者が引越しをした場合の再度の宣誓手続きの簡素化等について、利便性を図る観点から、各市町と協議のうえ自治体間の連携に努めます。
3 民間事業者等に対する普及啓発等

文部科学省通知「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」(2015(平成27)年4月30日)

性同一性障害の児童生徒に対して、服装、髪型、更衣室、トイレ、呼称の工夫、授業、水泳、運動部の活動、修学旅行等の項目について、学校における支援の事例を周知したものです。
また、2016(平成28)年4月1日には「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について(教職員向け)」を周知し、性同一性障害だけでなく、同性愛や両性愛等、性的指向に係ることも教育的な課題として取り扱っています。

厚生労働省ホームページ「公正な採用選考の基本」

採用選考の際、LGBTという理由で避けるのではなく、個人の尊厳に関わる問題として尊重し、性的指向・性自認に関わらず、適性や能力に基づいた公正な採用選考を行うよう心がけることが記されています。



それもセクハラ

厚生労働省の「セクハラ指針」では、2017(平成29)年1月の改正で、LGBTなどの性的少数者に対する職場でのセクシュアル・ハラスメントも指針の対象となることが明確にされました。

例えば、「LGBTは趣味の問題ではないか?」という誤った認識を持つ人や、差別的な言葉をふざけて使う人がいますが、このような言動は、当事者にとって精神的な苦痛となり、生きづらさにつながります。

また、カミングアウトすることによって「自分を偽ることなく仕事をしたい」と思っている当事者は数多くいます。しかし、カミングアウトしたときの反応に悩み、カミングアウトできない人たちもいます。



誰もが快適に過ごすためには

アウトティング(暴露)は重大な人権侵害です

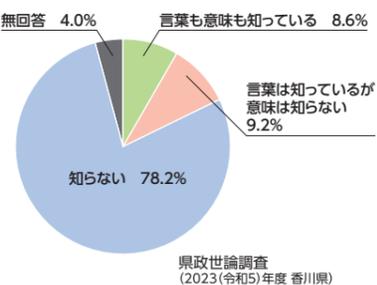
家族、友人、同僚から、「レズビアンなんだ...」「ゲイなんだ...」「トランスジェンダーなんだ...」と打ち明けられたらどのようにしたらよいでしょう。

打ち明けられたということは、あなたを信頼しているというメッセージです。まずは、真摯にその人の話に耳を傾けましょう。

本人の許可なく、性的少数者であることを他人に暴露することを「アウトティング(Outing)」といいます。友人同士や職場などで、気軽にアウトティングが行われることがあります。また、打ち明けられたことを受け止め切れずに、他人に思わず話してしまう場合もあります。

いずれにしても自分の性的指向や性自認を他人に知られたくない人にとって、アウトティングは重大な人権侵害です。本人の了解なしに、決して他人には話してはいけません。

「アウトティング」について、言葉や意味を知っていますか。



差別的な言動を見かけたら

みんなと一緒にあって差別的な言動に同調しないというだけでは不十分です。間違っていることは毅然と指摘する勇気も時には必要になります。あなたの一言が社会を変えていくきっかけになります。

外国人の人権



最近この辺りに住む外国人が増えてきたね。休みの日にまちを歩いていたらよく見かけるんだ。

そうだね。日本で暮らす外国人は増えているんだよ。



外国から来た人は文化や食生活が違うから大変そうだね。僕たちにできることは何かないかな。

文化や習慣を理解して、コミュニケーションをとっていくことが大事だね。



多文化共生社会

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていく社会を多文化共生社会といっています。

ヘイトスピーチ

デモやインターネット上で、特定の国の出身の人々を、その出身であることのみを理由に一方的に日本社会から追い出そうとしたり、特定の国の出身の人々に一方的に危害を加えようとする言動が一般に「ヘイトスピーチ」と呼ばれています。

災害時における外国人への情報提供

東日本大震災では、駅などでの日本語アナウンスが理解できなかったり、家族や知人への電話が通じなかったりして困った人も少なくありませんでした。その経験を踏まえ、地方公共団体やその他の民間団体などでは、外国人にも分かりやすい情報提供に取り組むとともに、体制づくりも進めています。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）（平成28年法律第68号）

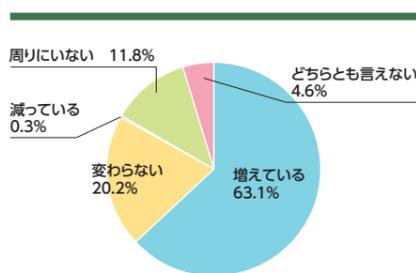
この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることから、その解消に向けた取組について、基本理念や基本的政策を定め、これを推進することを目的として、2016（平成28）年6月3日に公布・施行されました。この法律では、国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならないとされています。さらに、国は、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等を行うとともに、地方公共団体に必要な助言その他の措置を講ずる責任を有するとされています。地方公共団体は、国との役割分担を踏まえ、地域の実情に応じ、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動等を行うよう努めるとされています。



いろいろな国の人々が日本にいます

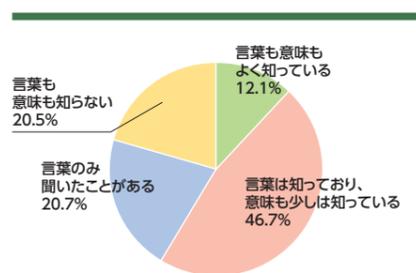
国際化の進展により、香川県でも、外国人訪問者や在県外国人数が近年大きく増加しており、2025（令和7）年6月末の在県外国人（在留外国人）は、過去最高の20,671人で、総人口に占める割合は2.27%となっています。

あなたの近所や職場では外国人が増えたと感じていますか。



県政モニター調査結果 (2024(令和6)年度 香川県)

あなたは、「多文化共生」という言葉や意味について、どの程度知っていますか。



県政モニター調査結果 (2024(令和6)年度 香川県)



外国人の日本での生活上の不便さ

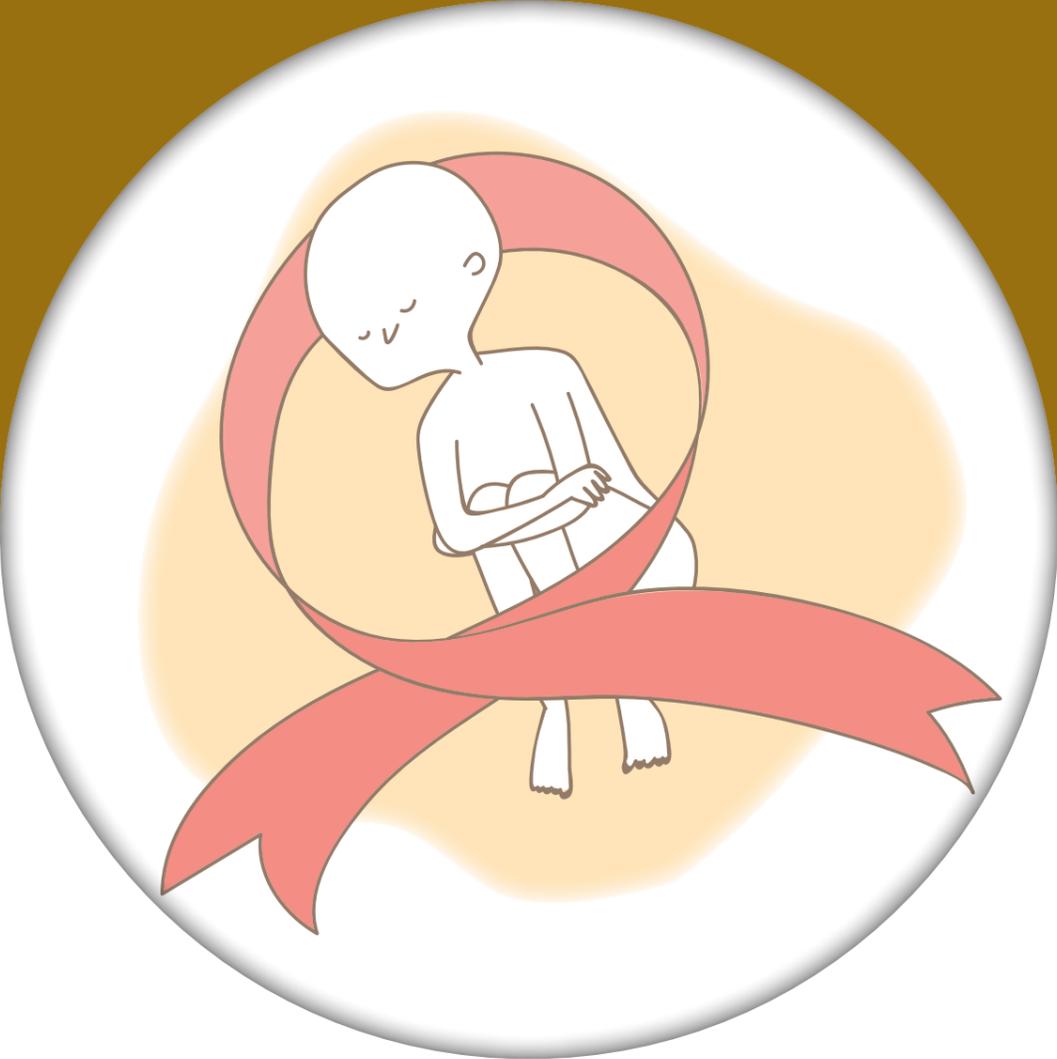
外国人住民の滞在の長期化の傾向がみられ、自治会やPTAなど地域の活動の場でも、外国人住民と何らかの関わりを持つことが日常的になりました。外国人住民アンケート調査や県政モニター調査でもあるように、外国人住民が「ゴミの出し方」や生活習慣の相違などによるトラブルに直面することがあります。また、日本語能力が十分でない外国人住民が労働、医療、福祉、教育など生活の上で重要となる分野で困難に遭遇することがあります。



認め合うことから始まるコミュニケーション

外国人の増加に伴い、日常生活の中で、互いの文化や習慣などへの理解不足から摩擦が生じることがあります。お互い認め合い、コミュニケーションを深めていくことは大切です。ちょっと挨拶を交わせば、笑顔の輪もどんどん広がります。

HIV感染者の人権



エイズって病気知ってる？ 40年ほど前HIVに感染したエイズ患者が、アメリカで報告されたんだって。



かつては治療法がなく、この病気の恐ろしさのみが伝えられてきたことで差別が生まれたんだよ。



治りにくい恐ろしい病気のイメージがあるよね。



誤った知識が差別や偏見につながってしまうんだよね。まずは、正しく知ることから始めないとね。



HIV感染者への人権侵害の例

HIV・エイズへの誤解や偏見から、感染者や患者の人権への配慮を欠いた対応が多くみられていました。

HIV感染者への人権侵害の例

医療現場では

- HIV感染者の診療を拒否
- 本人に無断でHIVに感染しているかどうか検査を行う など

社会生活では

- アパートの入居拒否、立ち退きの要求
- 公衆浴場への入場拒否
- HIV感染を理由とした解雇 など



正しい知識を持ちましょう

エイズとは、HIVというウイルスに感染することによって引き起こされる病気の総称です。HIVに感染後、体の中でHIVが増えて、体を守る免疫システムが低下していきます。症状がなくても、感染力はあり、他の人へ感染させてしまう可能性もあります。

今はまだHIV感染症を完全に治す薬はありませんが、感染したことに早く気づき、適切な治療をすれば、エイズの発症を予防したり、遅らせることができます。発症しても、適切な治療を受けることで社会生活を続けていくことができます。早期に感染を発見し、早期に治療を始めることが大事です。

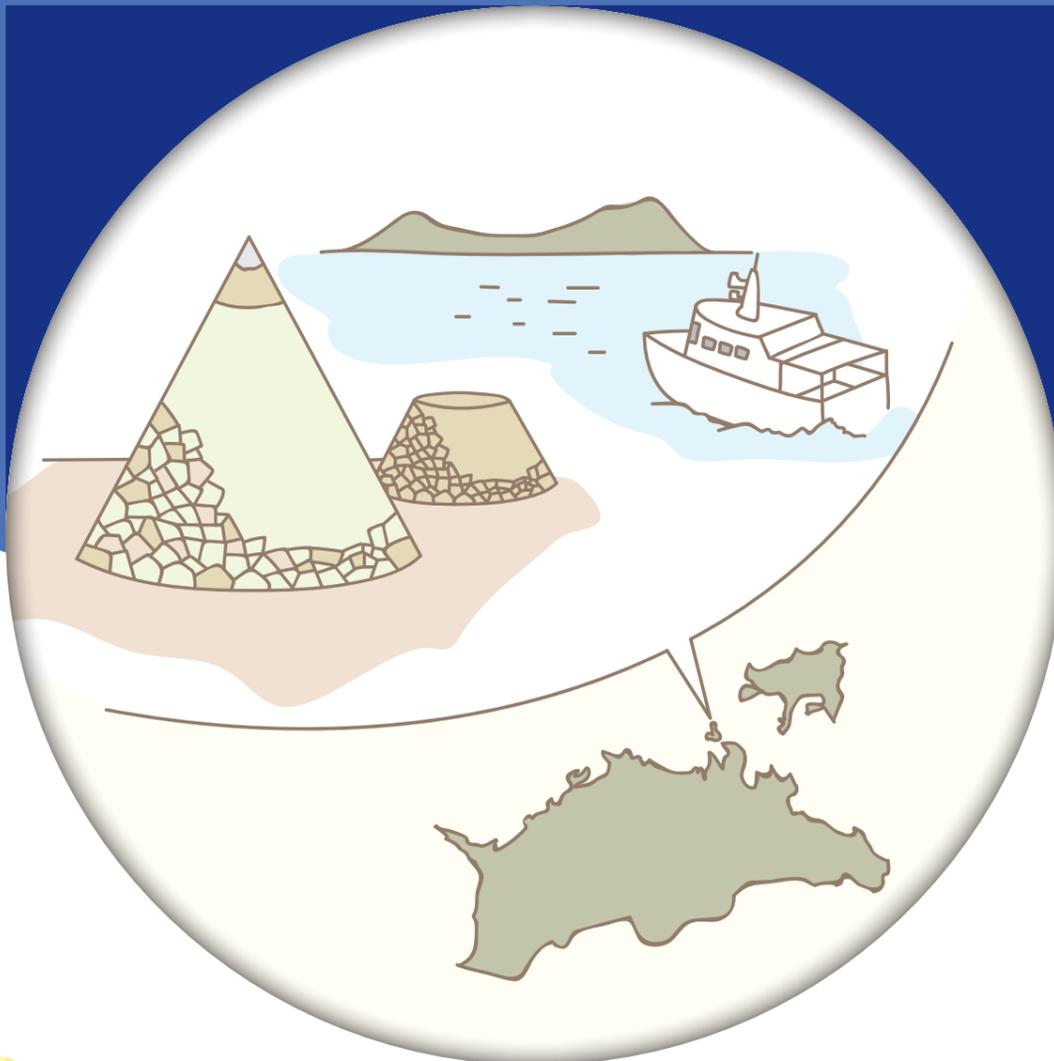


HIVについて

HIVは、とても感染力の弱いウイルスです。感染経路は、主に、性行為・血液感染・母子感染の3つで、特に日本では、性行為による感染がほとんどを占めています。感染者との性的接触以外で、日常生活でうつることはまずありません。

身近にHIV感染者がいても、今までと変わらない態度で接しましょう。差別や偏見をなくすためにも、正しい知識を持ち、きちんと理解していくことが大切です。

ハンセン病回復者の人権



瀬戸内国際芸術祭の会場になっている大島へ行ってきたんだ。大島には、大島青松園というハンセン病療養所があるんだ。



ハンセン病は、かつて遺伝病、不治の病と考えられていたんだよね。患者は社会から強制隔離され、恐ろしい病気だと誤解されていたんだよね。



1873(明治6)年に「らい菌」による感染症であることが分かり、その後有効な薬が発見されてからも、隔離政策は1996(平成8)年(「らい予防法」廃止)まで続いたんだ。



ハンセン病は伝染性の強い病気だという誤った認識が広まり、偏見によって、患者・回復者やその家族は長い間差別を受けてきたんだよね。



隔離政策が廃止された後、今もなお、差別や偏見が根強く残っているんだ。

知る ハンセン病はどのような病気でしょうか？

ハンセン病は、かつて原因が分からないため、不治の病や遺伝する病気と考えられたり、恐ろしい病気と思われてきたりしました。

- ハンセン病は、感染力の極めて弱い「らい菌」という細菌による感染症で、遺伝する病気ではありません。
- ハンセン病は、皮膚や末梢神経の病気で、外見上に特徴的な変形が生じたり、熱さ、冷たさ、痛みなどの感覚が麻痺するため、火傷や傷ができても分からなかったりすることがあります。そのため、変形や機能障害という後遺症が残ることがあります。
- らい菌の感染力は極めて弱いので、ほとんど感染しません。感染してもほとんど発病の可能性はありません。また、療養所の入所者など、軽快した人と接触しても感染することはありません。
- 1943(昭和18)年、特効薬プロミンの有効性が報告され、現在では、医学の進歩により、いくつかの薬を組み合わせる多剤併用療法で完全に治る病気になりました。早期発見・早期治療すれば、後遺症の心配もありません。

知る 香川県の取組

ハンセン病問題の早期解決に向けて、香川県では次のような事業を行っています。

福祉厚生事業 高齢化により年々出かける機会が少なくなりつつある療養所入所者の方々に、郷土の自然や香りを満喫し、ふるさとを懐かしんでいただくため、訪問事業や里帰り事業、郷土名産品等の送付等を実施しています。

また、療養所退所者の方々に対する医療・介護費の助成をしています。

普及啓発事業 ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を行い、県民の差別や偏見を解消するため、パンフレットの配布、ホームページによる広報、入所者作品展・啓発展の実施及び「大島青松園夏祭り」への参加などによる啓発事業を実施しています。

これから 心のバリアフリーを

ハンセン病問題は、解決に向けて前進はしていますが、ハンセン病患者・回復者とその家族の方々の人権と尊厳が完全に回復したわけではありません。

私たちは、私たちの社会が患者・回復者とその家族の方々に苦痛を与えてきたことを、社会の一員として深く心に刻み、差別や偏見の解消に努めなければなりません。

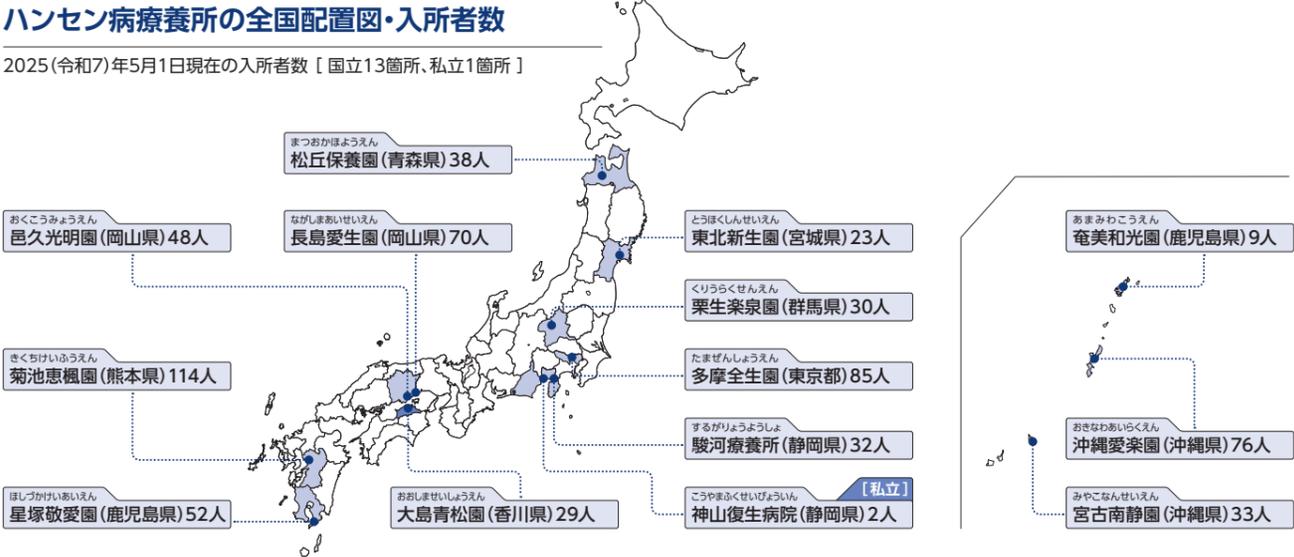
ハンセン病の歴史や知識を正しく学び、正しく理解して、二度と同じ過ちを繰り返さないようにしなければなりません。

ハンセン病を巡る主な経緯

1907(明治40)年	「癩(らい)予防二関スル件」公布。
1909(明治42)年	大島青松園開設(全国に府県連合立(公立)療養所、5箇所設立)。
1929(昭和4)年	「無らい県運動」が一部の民間運動から始まる。
1930(昭和5)年	初の国立らい療養所「長島愛生園」が開園(岡山県)。
1931(昭和6)年	「癩(らい)予防法」(旧法)公布。強制隔離政策が進められた。
1941(昭和16)年	公立らい療養所を国立へ移管、国立療養所として発足。
1943(昭和18)年	米国で「プロミン」の有効性が確認される。
1953(昭和28)年	「らい予防法」(新法)公布。隔離政策維持。
1988(昭和63)年	岡山県の長島に邑久(おく)長島大橋(人間回復の橋)が開通。
1996(平成8)年	「らい予防法の廃止に関する法律」公布・施行(「らい予防法」廃止)。
2001(平成13)年	5月 熊本地裁が隔離政策を違憲とする判決。国は控訴せず判決確定。 6月 「ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律」公布・施行。
2003(平成15)年	11月 熊本県内のホテルがハンセン病療養所入所者の宿泊を拒否。
2009(平成21)年	4月 「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行。
2016(平成28)年	2~3月 元患者家族らが国家賠償を求め熊本地裁に提訴。
2019(令和元)年	6月 熊本地裁ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決で原告勝訴。その後判決確定。 11月 「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」公布・施行。
2020(令和2)年	2月 ハンセン病患者と報告された男性が無実を訴えながら死刑となった「菊池事件」について、熊本地裁が隔離施設で開いた「特別法廷」を違憲と判断。その後判決確定。

ハンセン病療養所の全国配置図・入所者数

2025(令和7)年5月1日現在の入所者数【国立13箇所、私立1箇所】



大島青松園
1909(明治42)年に開設された香川県内の療養所です。入所者は700名を超えるときもありました。
今では、大島青松園を多くの人々が訪問し、入所者と交流して人権の大切さを学んでいます。
2025(令和7)年の瀬戸内国際芸術祭では、大島に8,204名の人々が訪れました。

犯罪被害者等の人権



毎日のように悲しい事件がニュースで流れているよね。被害に遭った方やご家族は本当に大変な思いをされているんだろうね。

そうだね。でもね、犯罪の被害だけでなく、その後も、うわさやデマが流れることで、眠れなくなるほど、さまざまな問題に悩まされる場合があるんだ。



被害に遭った後のことまでは知らなかったわ。とても深刻な問題だね。私たちにも何かできることはあるかな？



知る 苦しめているのは加害者だけではありません

犯罪被害者やその家族が受ける被害は、命を奪われる、家族を失う、けがをする、物を盗まれるなどの生命、身体、財産上の直接的な被害ではありません。

事件に遭ったことにより生じるさまざまな問題に苦しめられるなど、「二次被害」も深刻な問題となっています。

犯罪被害者やその家族に対する無責任なうわさや中傷などがされないよう、私たち一人ひとりが被害者の心情に理解を深め、人権に配慮していくことが大切です。

考える 被害者の抱えるさまざまな問題

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材・報道によるストレス、不快感

犯罪被害者は、上記のような不安を抱えています。犯罪被害者の現状を知り、精神的なサポートを行うことが大切です。

考える 被害者の心の傷の回復のために大切なこと

- 一人の人間としての共感を忘れないこと
- 被害者や遺族の心情を思いやり対応すること
- 被害者や遺族の話にしっかり向き合って聴くこと
- 二次被害を与えないこと



これから まずは、ご相談を

県や市町には、被害者支援の相談窓口があります。また、民間にも被害者支援を行う団体があります。犯罪の被害に遭い、困ったことがあれば、まずご相談ください。(相談窓口は裏表紙に記載しています)

犯罪被害者等

犯罪の被害者本人だけでなく、その家族や遺族を含めた言葉です。

犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号)

犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進することによって、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的としています。また、基本理念として、犯罪被害者等は個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有することが定められています。

さらに、国、地方公共団体及び国民の責務などが定められています。

香川県犯罪被害者等支援条例 (令和2年条例第43号)

この条例は、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。

条例に基づき、犯罪被害者等支援事業として、法律相談及び心理カウンセリングの充実のほか、見舞金の給付や再提訴費用の助成を行うとともに、県民の理解を深めるため「犯罪被害を考える週間」による広報・啓発活動を推進します。

インターネットによる 人権侵害



インターネット上で、SNSとかで気軽にやり取りができるようになったのはいいんだけど、相手を傷付けるメッセージを送るなど、誹謗中傷が問題となっているね。

そうだね。どうしてあんなこと書くんだろう。



誰が書いたか分からないから、あんなことを書く人がいるんだね。相手の顔が見えないから軽い気持ちで書いているんだろうけど、コメントを書かれた本人はたまったもんじゃないよ。

インターネット上でも誹謗中傷はいけないよね。



インターネットの普及

インターネットは、私たちの生活を飛躍的に便利なものになっています。今では、利用方法も多様化し、さまざまな人にとって身近なものになっています。



インターネットの利用例

- ホームページ、ブログの閲覧
- ソーシャルメディアの利用
- オンラインゲーム
- インターネットショッピング
- 電子メールの送受信
- テレワーク等



インターネット上での人権侵害の特徴

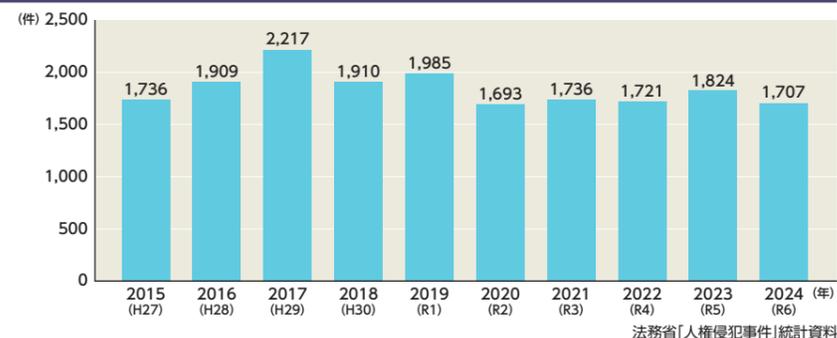
- 加害の容易性(誰でも簡単に書き込みができる)
- 匿名性(匿名での書き込みが可能)
- 被害の拡散性(世界中から閲覧可能、コピーや転載)
- 被害回復の困難性(情報発信者が特定しにくい)



インターネット上での人権侵害の事例

- 差別表現(差別・偏見の書き込み)
- 誹謗中傷(他人の名誉を傷付ける書き込み)
- 脅迫(相手を名指した殺害予告や暴行予告)
- 個人情報の流出
- プライバシーの侵害(写真・動画の掲載、個人情報のさらし)
- 児童ポルノ(児童の裸の写真の掲載)
- 嫌がらせメール(相手が嫌がるメールの送受信)
- ネットいじめ(悪口・SNSでのなかま外し)

インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件の推移
(法務省の人権擁護機関が新規に救済手続きを開始した件数)



誹謗中傷事例1

2019(令和元)年8月に常磐自動車道であり運転事件があり、加害者男性の車に同乗していた女性と誤認された会社経営者の女性が、インターネット上での誹謗中傷や迷惑電話などの被害を受けました。この誤った情報をインターネットに流した複数の人物は、この女性から名誉棄損で訴えられ、東京地裁から賠償が命じられています。

誹謗中傷事例2

2020(令和2)年、女性プロレスラーのテレビ番組出演時の言動をきっかけに、SNS上で多くの人々から誹謗中傷を受け、この女性プロレスラーは自殺しました。このことに関連し、誹謗中傷する内容をSNSに投稿した複数の人物が、遺族から訴えられ、侮辱罪として科料の判決が出されたほか、損害賠償請求を認め、支払いを命じる判決が出されました。

侮辱罪の法定刑を引き上げへ

侮辱罪は、人を公然と侮辱して社会的評価を下げる行為が対象となります。2022(令和4)年7月、従来の法定刑「拘留又は科料」から「一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料」となり、公訴時効期間も3年に延長されました。

投稿者の電話番号開示へ

ネット上で中傷を受けた被害者が、投稿者を特定しやすくするため、2020(令和2)年8月に総務省令が改正され、SNS運営会社などに求める開示情報の対象に投稿者の電話番号が加えられました。電話番号の開示により、投稿者が特定しやすくなり、裁判手続きの負担軽減が図られました。

発信者の情報開示の裁判手続きが簡易に

誹謗中傷やプライバシーを侵害する書き込みをされたときは、書き込んだ人(発信者)の情報開示を請求することができる仕組みがあります。

2021(令和3)年4月に改正されたプロバイダ責任制限法の施行により、新たな裁判手続きが創設され、1回の手続で情報開示が行えるようになっています。*

*従来、発信者情報の開示には、一般的に2回の裁判手続きを別々に経ることが必要でした。

情報流通プラットフォーム対処法(平成13年法律第137号)

「プロバイダ責任制限法」が2024(令和6)年5月に一部改正され、法律の名称が「情報流通プラットフォーム対処法」に改められました。(2025(令和7)年4月から施行)

この一部改正で、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報への対応として、大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化(申出窓口や手続の整備・公表、判断結果の期限内通知の実施)とともに、運用状況の透明化(削除基準の策定・公表、削除申出の受付件数や削除の実施状況等の公表)が義務付けられました。

考える ネットではしてはいけないこと

- 見覚えのないメールを開く ●心当たりのないメールに返信する
- 気軽に実名で登録する など

考える 被害への対処方法

- 相手に知られずに投稿を非表示にする機能(ミュート)、つながりを断つ機能(ブロック)の活用
- 証拠を保存する(スクリーンショット機能で表示画面を保存するなど)
- 削除依頼(投稿者や掲示板・ブログの管理人、プロバイダなどに)
- 信頼できる機関に相談(相談窓口は裏表紙に記載しています)

これから インターネット上で相手を傷つけないために

インターネットの向こう側にも、人間がいます。ネットの匿名性などを悪用し、相手を傷つけるような書き込みは許されません。調査をすれば、発信者の特定は可能であり、罪に問われることもあります。

顔が見えないからこそ、相手の人権を尊重することを忘れずに、配慮を持ってインターネットを利用しましょう。

知る ネットリテラシー

「リテラシー」(literacy)は、もとの「読み書き能力」から転じて、「主体的に読み解く能力、対象の特性を理解する能力、対象に主体的にアクセスし活用する能力、コミュニケーションを想像する能力」等を指します。被害者にも加害者にもならないよう、インターネット上のさまざまな情報を、正しく理解し、適切に活用できる「ネットリテラシー」を身に付けましょう。

2022(令和4)年度人権啓発ポスター



2025(令和7)年度人権啓発ポスター



北朝鮮当局によって拉致された被害者等



今日は学校でアニメ「めぐみ」を見てきたんだ。当時中学校1年生だった横田めぐみさんが拉致された事件のアニメだよ。拉致問題って知っている？



知っているよ。拉致された人は、今なお自由を奪われ、北朝鮮に囚われたままの状態で、現在も救出を待っているんだよね。



突然家族と離れ離れで違う国で生きるの、とってもつらいことだよ。絶対許せないよ!!



そうだね。日本に帰国できた人もいるけれど、まだ帰国できない人もいるんだ。一日も早くすべての被害者が帰国できるように、何が出来るだろう。

みんなの人権法令集

★人権	
日本国憲法(抜粋)	
 	
 	昭和21年11月3日公布
 	昭和22年5月3日施行
【基本的人権の享有】	
第11条　国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。	
 	
【自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止】	
第12条　この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。	

【個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉】
第13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

【法の下の平等】
第14条　すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

【基本的人権の本質】
第97条　この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

【世界人権宣言(抜粋)	
 	昭和23年12月10日第3回国際連合総会で採択
 	人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての理念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちに社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よつて、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条　すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条　すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2　さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしはならない。
--

第3条　すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条　何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条　何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条　すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。
--

第7条　すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条　すべて人は、憲法又は法律によつて与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。
--

第9条　何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条　すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。
--

第11条　犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従つて有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
--

2　何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかつた作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課されない。

第12条　何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。
--

第13条　すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2　すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	
 	平成12年法律第147号
 	
 	(目的)
第1条　この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の理解を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もつて人権の擁護に資することを目的とする。	
 	
 	(定義)
第2条　この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間にも人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。	
 	
 	(基本理念)
第3条　国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職場その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。	
 	
 	(国の責務)
第4条　国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。	
 	
 	(地方公共団体の責務)
第5条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。	
 	
 	(国民の責務)
第6条　国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。	
 	
 	(基本計画の策定)
第7条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。	

 		(年次報告)
第8条　政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。		
 		
 		(財政上の措置)
第9条　国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。		

★同和問題	
同和对策審議会答申(抜粋)	
 	
 	昭和40年8月11日答申

第1部　同和問題の認識	
1　同和問題の本質	
 	いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的發展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおひちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である。
 	その特徴は、多数の国民が社会的現実としての差別があるために一定地域に共同体的集落を形成していることにある。最近この集団的居住地域から離脱して一般地区に混住するものも多くなってきているが、それらの人々もかつての伝統的集落の出身なげゆえに陰に陽に身分的差別のあつたいをうけている。集落をつくっている住民は、かつて「特殊部落」「後進部落」「編民部落」など蔑称によれば、現在でも「未解放部落」または「部落」などとよばれ、明らかな差別の対象となっているのである。
 	この「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については、人種の起源説、宗教的起源説、職業的起源説、政治的起源説などの諸説がある。しかし、本審議会は、これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ、世人の偏見を打破するためにはつきり断言しておかなければならないのは、同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である、ということである。
 	すなわち、同和問題は、日本民族、日本国民のなかの身分的差別をうける少数集団の問題である。同和地区は、中世末期ないしは近世初期において、封建社会の政治的、経済的、社会的諸条件に規制せられ、一定地域に定着して居住することにより形成された集落である。
 	封建社会の身分制度のもとにおいては、同和地区住民は最下級の賤しい身分として規定され、職業、住居、婚姻、交際、服装等にいたるまで社会生活のあらゆる面できびしい差別扱いをうけ、人間外のものとして、人格をふみにじられていたのである。しかし明治維新の变革は、同和地区住民にとって大きな歴史的転換の契機となった。すなわち、明治4年8月28日公布された太政官布告第61号により、同和地区住民は、いちおう制度上の身分差別から解放されたのである。この意味において、歴史的な段階としては、同和問題は明治維新以後の近代から解消への過程をたどっているということができる。しかしながら、太政官布告は形式的な解放令にすぎなかつた。それは単に蔑称を廃止し、身分と職業が平民なみにあつかわれることを宣明したにとどまり、現実の社会関係における実質的な解放を行なうものではなかつた。いいかえれば、封建社会の身分階層構造の最底辺に圧迫され、非人間的な権利と極端な貧困に陥れた同和地区住民を、実質的にその差別と貧困から解放するための政策は行なわれなかつた。したがつて、明治維新後の社会においても、差別の実態はほとんど変化が無く、同和地区住民は、封建時代とあまり変らない悲惨な状態のもとに絶望的な生活をづつてきたのである。
 	その後、大正時代になって、米騒動が勃発した際、各地で多数の同和地区住民がそれに参加した。その後、全国水平士の自主的解放運動がおこり、それを契機にようやく同和問題の重要性が認識されるにいたつた。すなわち、政府は国の予算に新しく地方改善費の名目による地区の環境改善を行なうようになった。しかし、それらの部分的な改善によつて同和問題の根本的解決が実現するはずはなく、同和地区住民はいぜんとして、差別の中の貧困の状態におかれてきた。
 	わが国の産業経済は「二重構造」といわれる構造的特質をもっている。すなわち、一方には先進国なみの発展した近代的大企業があり、他方には後進国なみの遅れた中小企業や零細経営の農業がある。この二つの領域のあいだには質的な断層があり、頂点の大企業と底辺の零細企業とは大きな格差がある。なかでも、同和地区の産業経済はその最底辺を形成し、わが国経済の発展からとり残された非近代的部門を形成している。
 	このような経済構造の特質は、そっくりそのまま社会構造に反映している。すなわち、わが国の社会は、一面では近代的な市民社会の性格をもっているが、他面では、前近代的な身分社会の性格をもっている。今日なお古い伝統的な共同体関係が生き残り、人々は何人々として完全に独立しておらず、伝統や慣

 		習に束縛されて、自由な意志で行動することを妨げられている。また、封建的な身分階層秩序が残存しており、家長制的な家族関係、家柄や格式が尊重される村落の風習、各種団体の派閥における親分子分の結合など、社会のいたるところに身分の上下と支配服従の関係がみられる。
 		さらに、また、精神、文化の分野でも昔ながらの迷信、非合理的な偏見、前時代的な意識などが根づよく生き残り、特異の精神風土と民族的性格を形成している。
 		このようなわが国の社会、経済、文化体制こそ、同和問題を存続させ、部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。したがつて、戦後のわが国の社会状況はめざましい変化を遂げ、政治制度の民主化が前進したのみではなく、経済の高度成長を基底とする社会、経済、文化の近代化が進展したにもかかわらず、同和問題はいぜんとして未解決のままできり残されているのである。
 		しかるに、世間の一部の人々は、同和問題は過去の問題であつて、今日の民主化、近代化が進んだわが国においてはもはや問題は存在しないと考へている。けれども、この問題の存在は、主観をこえた客観的事実に基づくものである。
 		同和問題もまた、すべての社会現象がそうであるように、人間社会の歴史的發展の一定の段階において発生し、成長し、消滅する歴史的現象にほかならない。
 		したがつて、いかなる時代がこようと、どのように社会が変化しようとな、同和問題が解決することは永久にありえないと考へるのは妥当でない。また、「寝た子をおこすな」式の考へで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつともなく解消すると主張することにも同意できない。
 		実に部落差別は、半封建的な身分的差別であり、わが国の社会に潜在的または顕在的に蔵存し、多種多様な形態で発現する。それを分類すれば、心理的差別と実態的差別にこれを分けることができる。
 		心理的差別とは、人々の観念や意識のうちに潜在する差別であるが、それは言語や文字や行為を媒介として顕在化する。たとえば、言葉や文字で封建的身分の蔑称をあらわして侮蔑する差別、非合理的な偏見や嫌悪の感情によつて交際を拒み、婚約を破棄するなどの行動にあらわれる差別である。実態的差別とは、同和地区住民の生活実態に具現されている差別のことである。たとえば、就職・教育の機会均等が完全に保障されず、政治に参与する権利が選挙などの機会に阻害され、一般行政諸施策がその対象から疎外されるなどの差別であり、このような劣悪な生活環境、特殊で低位の職業構成、平均値の数倍にのぼる高率の生活保護率、きわだつて低い教育文化水準など同和地区の特徴として指摘される諸現象は、すべて差別の具象化であるとする見方である。
 		このような心理的差別と実態的差別とは相互に因果関係を保ち相互に作用しあつている。すなわち、心理的差別が原因となつて実態的差別をつくり、反面では実態的差別が原因となつて心理的差別を助長するという具合である。そして、この相関関係が差別を再生産する悪循環をくりかえすわけである。
 		すなわち、近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民にいはしては完全に保障されていないことが差別の本質である。これらの市民的権利と自由のうち、職業選択の自由、すなわち就職の機会均等が完全に保障されていないことが特に重大である。なぜなら、歴史をかえりみても、同和地区住民がその時代における主要産業の生産過程から疎外され、職業とされる雑業に従事していたことが社会的地位の上昇と解放への道を阻む要因となつたのであり、このことは現代社会においても変わらないからである。したがつて、同和地区住民に就職と教育の機会均等を完全に保障し、同和地区に滞留する停滯的過剰人口を近代的な主要産業の生産過程に導入することにより生活の安定と地位の向上をはかることが、同和問題解決の中心的課題である。
 		以上の解明によつて、部落差別は単なる観念の亡霊ではなく現実の社会に実在することが理解されるであろう。いかなる同和对策も、以上のような問題の認識に立脚しないかぎり、同和問題の根本的解決を実現することはもちろん、個々の行政施策の部分的効果を十分にあげることをも期待しがたいであろう。

【部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)	
 	平成28年法律第109号
 	
 	(目的)
第1条　この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もつて部落差別のない社会を実現することを目的とする。	

 		(基本理念)
第2条　部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。		
 		
 		(国及び地方公共団体の責務)
第3条　国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。		

2　地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

 		(相談体制の充実)
第4条　国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。		

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。
--

 		(教育及び啓発)
第5条　国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。		

2　地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。
--

 		(部落差別の実態に係る調査)
第6条　国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。		

【香川県部落差別事象の発生防止に関する条例	
 	平成8年条例第3号
 	
 	(目的)
第1条　この条例は、同和地区(歴史的社会的理由により生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう。以下同じ。)に居住していること又は居住していたことを理由となされる結婚及び就職に際しての差別事象(以下「結婚及び就職に際しての部落差別事象」という。)の発生を防止について県、市町、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、特定の個人の結婚及び就職に際しての当該特定の個人又はその親族の現在又は過去の同和地区での居住に係る調査(以下「調査」という。)の防止に関し必要な事項を定めることにより、県民の基本的人権の擁護に寄与することを目的とする。	

 		(県の責務)
第2条　県は、県民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止について、国及び市町と協力して必要な啓発を行うものとする。		

 		(市町の責務)
第3条　市町は、住民の基本的人権の擁護に寄与するため、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止について必要な啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力するものとする。		

 		(県民及び事業者の責務)
第4条　県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県及び市町が実施する施策に協力するものとする。		

 		(指導及び助言)
第5条　知事は、県民及び事業者に対し、結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止する上で必要な指導及び助言をすることができる。		
 		(申出)
第6条　調査の対象とされた者又は当該調査の事実を知つた者は、その旨を知事へ申し出ることができる。		

2　県民及び事業者は、自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託する行為、調査に係る資料を提供する行為その他の結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはならない。

 		(政策等の立案及び決定への共同参画)
第5条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。		

 		(勧告等)
第7条　知事は、県内に事務所若しくは事業所又は住所を有する事業者(以下「県内事業者」という。)が自ら調査を行い、又は調査を依頼し、若しくは受託したと認めるときは、当該県内事業者に対し、当該行為を中止すべき旨及び結婚及び就職に際しての部落差別事象の発生を防止のために必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。		

2　知事は、前項の規定による勧告を行うに当たり必要限度において、県内事業者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
--

3　知事は、第1項の規定による勧告を受けた県内事業者がその勧告に従わないとき、又は前項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた県内事業者がこれを拒否したときは、その旨を公表することができる。

4　知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該県内事業者に対しその旨を通知し、当該県内事業者又はその代理人の出席を求め、意見の聴取を行わなければならない。

 		(解釈及び運用)
第8条　この条例は、基本的人権の尊重の精神に基づいて解釈し、及び運用するようにななければならない。		

 		(委任)
第9条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。		

★女性の人権	
男女共同参画社会基本法(抜粋)	
 	
 	平成11年法律第78号
 	
 	我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

 	
 	一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっている。

 	
 	このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

 	
 	ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

 		(目的)
第1条　この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。		

 		(国民の人権の尊重)
第3条　男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。		

 		(社会における制度又は慣行についての配慮)
第4条　男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。		

 		(政策等の立案及び決定への共同参画)
第5条　男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。		

みんなの人権法令集

家庭内での暴力防止に関する法律(配偶者暴力防止法)

労働者に対する性差別的な言動を防止する法律(性差別的な言動を防止する法律)

（家庭生活における活動と他の活動の両立）
第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）
第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）
第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）
第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

<p>香川県男女共同参画推進条例(抜粋)</p>	<p>平成14年条例第3号</p>
<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、男女の人権を尊重し、かつ、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくことが重要であることにかんがみ、男女共同参画の推進に關し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の形成を図り、あわせて豊かで活力のある地域社会の実現に寄与することを目的とする。</p>	

（基本理念）
第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を發揮する機会が確保されることその他の個人の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担意識等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

3 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域その他の家庭以外の社会における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（県の責務）
第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に当たっては、県民、事業者、市町及び国と連携して取り組むものとする。

（県民の責務）
第5条 県民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に寄与するよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）
第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女が職場における活動に共同して参画する機会を確保すること、男女が職場における活動と家庭その他の職場以外の社会における活動とを両立して行うことができる就業環境を整備することその他男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（男女共同参画を阻害する行為の禁止）
第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる男女共同参画を阻害する行為をしてはならない。

(1) 性別による差別的取扱い

(2) セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により相手方の生活環境を害する行為又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与える行為をいう。)

(3) 男女間における暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)

（雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法) (抜粋)

昭和47年法律第113号

（目的）

第1条 この法律は、法の下の平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

（基本理念）

第2条 この法律においては、労働者が性別により差別されることなく、また、女性労働者にあつては母性を尊重されつつ、充実した職業生活を営むことができるようにすることをその基本的理念とする。

2 事業主並びに国及び地方公共団体は、前項に規定する基本的理念に従つて、労働者の職業生活の充実が図られるように努めなければならない。

（啓発活動）

第3条 国及び地方公共団体は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針(抜粋)

平成18年厚生労働省告示第615号【令和2年6月1日適用】

1 はじめに

この指針は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号。以下「法」という。)第11条第1項から第3項までに規定する事業主が職場において行われる性的な言動に対するその雇用人の労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されること(以下「職場におけるセクシュアルハラスメント」という。)のないよう雇用管理上講ずべき措置等について、同条第4項の規定に基づき事業主が適切かつ有効な実施を図るために必要な事項について定めたものである。

2 職場におけるセクシュアルハラスメントの内容

(1) 職場におけるセクシュアルハラスメントは、職場において行われる性的な言動に対する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受けもの(以下「対価型セクシュアルハラスメント」という。))と、当該性的な言動により労働者の就業環境が害されるもの(以下「環境型セクシュアルハラスメント」という。)がある。

なお、職場におけるセクシュアルハラスメントには、同性に対するものも含まれるものである。また、被害を受けた者(以下「被害者」という。))の性的指向又は性自認にかかわらず、当該者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントも、本指針の対象となるものである。

(4) 「性的な言動」とは、性的な内容の発言及び性的な行動を指し、この「性的な内容の発言」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること等が、「性的な行動」には、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ること、わいせつな図画を配布すること等が、それぞれ含まれる。当該言動を行う者には、労働者雇用する事業主(その者が法人である場合にあつてはその役員。以下この(4)において

同じ。)、上司、同僚に限らず、取引先等の他の事業主又はその雇用する労働者、顧客、患者又はその家族、学校における生徒等もなり得る。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法) (抜粋)

平成27年法律第64号

（目的）

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。))が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立をなげし、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第5条第1項)において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法) (抜粋)

平成13年法律第31号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。))にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に依る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生を防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第9条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生を防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生を防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

★子どもの人権

子ども基本法(抜粋)

令和4年法律第77号

(目的)

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第3条 どもも施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が十分に保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己と直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与する

こととなることを旨として、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、子ども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。

（児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法) (抜粋)

平成12年法律第82号

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えたとし、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の予防、児童虐待及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）が、その監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。))その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。))並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。))で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係官庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第1項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。))、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与する

こととなることを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則(次条において単に「基本原則」という。))にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第4条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に依る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生を防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第9条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生を防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生を防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

★子どもの人権

子ども基本法(抜粋)

令和4年法律第77号

(目的)

第1条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体として子ども施策に取り組むことができるよう、子ども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び子ども施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども政策推進会議を設置すること等により、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第3条 どもも施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての子どもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。

二 全ての子どもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が十分に保障されるとともに、教育基本法(平成十八年法律第百二十号)の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。

三 全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じて、自己と直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会、及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。

四 全ての子どもについて、その年齢及び発達程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 子どもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対して子どもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与する

こととなることを旨として、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第7条 国民は、基本理念にのっとり、子ども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施することも施策に協力するよう努めるものとする。

(児童虐待の防止等に関する法律(児童虐待防止法) (抜粋)

平成12年法律第82号

(目的)

第1条 この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えたとし、我が国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことにかんがみ、児童に対する虐待の予防、児童虐待及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、もって児童の権利利益の擁護に資することを目的とする。

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。）が、その監護する児童（18歳に満たない者をいう。以下同じ。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。

三 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前2号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。

四 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。))の身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。第16条において同じ。))その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(児童に対する虐待の禁止)

第3条 何人も、児童に対し、虐待をしてはならない。

(国及び地方公共団体の責務等)

第4条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援(児童虐待を受けた後18歳となった者に対する自立の支援を含む。第3項及び次条第2項において同じ。))並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。))で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、関係官庁相互間又は関係地方公共団体相互間、市町村、児童相談所、福祉事務所、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センター(次条第1項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。))、学校及び医療機関の間その他関係機関及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与する

こととなることを旨として、行われなければならない。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第6条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

みんなの人権法令集

<div><div><div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div></div><div><div><div></div></div></div></div></div></div>			
<p>ことができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>する責務を有する。</p>		
<p>3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第6条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、いじめの防止等のための対策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>		
<p>4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p>	<p>(学校の設置者の責務)</p> <p>第7条 学校の設置者は、基本理念ののっとり、その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。</p>		
<p>5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。</p>	<p>(学校及び学校の教職員の責務)</p> <p>第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念ののっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。</p>		
<p>6 児童相談所の所長は、児童虐待を受けた児童が住所又は居所を当該児童相談所の管轄区域外に移転する場合においては、当該児童の家庭環境その他の環境の変化による影響に鑑み、当該児童及び当該児童虐待を行った保護者について、その移転の前後において指導、助言その他の必要な支援が切れ目なく行われるよう、移転先の住所又は居所を管轄する児童相談所の所長に対し、速やかに必要な情報の提供を行うものとする。この場合において、当該情報の提供を受けた児童相談所長は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第25条の2第1項に規定する要保護児童対策地域協議会が遅やかに当該情報の交換を行うことができるための措置その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(保護者の責務等)</p> <p>第9条 保護者は、子の教育について第一義務責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。</p>		
<p>7 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義務的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。</p>	<p>2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。</p>		
<p>8 何人も、児童の健全な成長のために、家庭(家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭環境を含む。)及び近隣社会の連帯が求められることに留意しなければならない。</p>	<p>3 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。</p>		
<p>(基本理念)</p> <p>第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようことを旨として行われなければならない。</p>	<p>(国民の責務)</p> <p>第4条 国民は、高齡化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齡期において健やかに充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。</p>		
<p>(いじめの禁止)</p> <p>第4条 児童等はいじめを行ってはならない。</p>	<p>(国民の努力)</p> <p>第5条 国民は、高齡化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齡期において健やかに充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。</p>		
<p>(国の責務)</p> <p>第5条 国は、第3条の基本理念(以下「基本理念」という。))にのっとり、いじめの防止等のための対策を総合的に策定し、及び実施</p>	<p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、高齡社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因する疾病等により要介護状態となり、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練並びに看護及び療養上の管理その他の医療を要する者等について、これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスに係る給付を行うため、国民の共同連帯の理念に基づき介護保険制度を設け、その行う保険給付等に関して必要な事項を定め、もって国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とする。</p>	<p>(介護保険)</p> <p>第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要支援状態(以下「要介護状態等」という。))に関し、必要な保険給付を行うものとする。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者(以下「認知症の人」という。))が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策(以下「認知症施策」という。))に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。))の実現を推進することを目的とする。</p>	<p>三 国民が生涯にわたって健やかに充実した生活を営むことができる豊かな社会</p>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(抜粋)平成17年法律第124号</p>	<p>(国の責務)</p> <p>第3条 国は、前条の基本理念(次条において「基本理念」という。))にのっとり、高齡社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。))のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p>	<p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第4条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、高齡社会対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の社会的、経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。))のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。</p>	<p>(高齡者虐待の早期発見等)</p> <p>第5条 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。</p>		
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策(以下「高齡社会対策」という。))に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齡社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齡社会対策を総合的に推進し、もって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(国民の努力)</p> <p>第5条 国民は、高齡化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齡期において健やかに充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。</p>		
<p>(基本理念)</p> <p>第2条 高齡社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として、行われなければならない。</p>	<p>(国民の努力)</p> <p>第5条 国民は、高齡化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齡期において健やかに充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。</p>		
<p>一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会</p>	<p>(国民の努力)</p> <p>第5条 国民は、高齡化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齡期において健やかに充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。</p>		
<p>二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される社会</p>	<p>(国民の努力)</p> <p>第5条 国民は、高齡化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齡期において健やかに充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとする。</p>		

<p>(基本理念)</p> <p>第3条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。</p>			<p>の選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。</p>
<p>一 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようとすること。</p>			<p>三 全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。))その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。</p>
<p>二 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。</p>			<p>(差別の禁止)</p> <p>第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>
<p>三 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会的対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。</p>			<p>2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>
<p>四 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。</p>			<p>(国際的協調)</p> <p>第5条 第1条に規定する社会の実現は、そのための施策が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、国際的協調の下に図られなければならない。</p>
<p>五 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者(以下「家族等」という。))に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようとすること。</p>			<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第6条 国及び地方公共団体は、第1条に規定する社会の実現を図るため、前3条に定める基本原則(以下「基本原則」という。))にのっとり、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。</p>
<p>六 認知症に関する専門的、学際的又は総合的な研究その他の共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備すること。</p>			<p>(国民の理解)</p> <p>第7条 国及び地方公共団体は、基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならない。</p>
<p>七 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われること。</p>			<p>(国民の責務)</p> <p>第8条 国民は、基本原則にのっとり、第1条に規定する社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</p>
<p>(国の責務)</p> <p>第4条 国は、前条の基本理念ののっとり、認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>			<p>障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)(抜粋)</p> <p>昭和35年法律第123号</p>
<p>(地方公共団体の責務)</p> <p>第5条 地方公共団体は、第3条の基本理念ののっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。</p>			<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、雇用の分野における障害者と障害者でない者との均等な機会及び待遇の確保並びに障害者がその有する能力を有効に発揮することができるようにするための措置、職業リハビリテーションの措置その他障害者がその能力に適合する職業に就くこと等を通じてその職業生活において自立することを促進するための措置を総合的に講じ、もって障害者の職業の安定を図ることを目的とする。</p>
<p>(国民の責務)</p> <p>第8条 国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるとともに、共生社会の実現に寄与するよう努めなければならない。</p>			<p>(基本的理念)</p> <p>第3条 障害者である労働者は、経済社会を構成する労働者の一員として、職業生活においてその能力を発揮する機会を与えられるものとする。</p>
<p>★障害者の人権 障害者基本法(抜粋)</p> <p>昭和45年法律第84号</p>			<p>第4条 障害者である労働者は、職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するよう努めなければならない。</p>
<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念ののっとり、全ての国民が、障害の有無による能力を正しく評価し、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(以下「共生社会」という。))の実現を推進することを目的とする。</p>			<p>(事業主の責務)</p> <p>第5条 すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正しく評価し、適当な雇用の場を与えとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。</p>
<p>(地域社会における共生等)</p> <p>第3条 第1条に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図られなければならない。</p>			<p>(国及び地方公共団体の責務)</p> <p>第6条 国及び地方公共団体は、自ら率先して障害者を雇用するとともに、障害者の雇用について事業主その他国民一般の理解を高めるほか、事業主、障害者その他の関係者に対する援助の措置及び障害者の特性に配慮した職業リハビリテーションの措置を講ずる等障害者の雇用の促進及びその職業の安定を図るために必要な施策を、障害者の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。</p>
<p>一 全て障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。</p>			<p>(目的)</p> <p>第1条 この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害す</p>
<p>二 全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについて</p>			

みんなの人権法令集

（知識の普及等）

第13条 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型インフルエンザ等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、新型インフルエンザ等対策を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等に起因する差別的取扱い等（次に掲げる行為をいひ、以下この項において「差別的取扱い等」という。）及び他人に対して差別的取扱い等を行うことを要求し、依頼し、又は唆す行為が行われるおそれが高いことを考慮して、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの者の家族その他のこれらの者同一の集団に属する者（以下この項において「新型インフルエンザ等患者等」という。）の人権が尊重され、及び何人も差別的取扱い等を受けることのないようにするため、新型インフルエンザ等患者等に対する差別的取扱い等の実態の把握、新型インフルエンザ等患者等に対する相談支援並びに新型インフルエンザ等に関する情報の収集、整理、分析及び提供並びに広報その他の啓発活動を行うものとする。

- 一 新型インフルエンザ等患者等であること又は新型インフルエンザ等患者等であったことを理由とする不当な差別的取扱い
- 二 新型インフルエンザ等患者等の名誉又は信用を毀損する行為
- 三 前二号に掲げるもののほか、新型インフルエンザ等患者等の権利利益を侵害する行為

★犯罪被害者等の人権 犯罪被害者等基本法（抜粋）

平成16年法律第161号
安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、様々な犯罪等が絶えず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとは言えないばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦みめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一歩を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

（目的）
第1条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

（基本理念）
第3条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講じられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講じられるものとする。

（国の責務）
第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）のっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）
第5条 地方公共団体は、基本理念のっとり、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を

有する。
（国民の責務）
第6条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

香川県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

令和2年条例第43号
（目的）
第1条 この条例は、犯罪被害者等支援に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者、市町及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定め、犯罪被害者等支援を総合かつ計画的に推進することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復及び軽減を図り、もって犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができる社会を実現することを目的とする。

（基本理念）
第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の特性及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に行われるとともに、当該犯罪被害者等支援により二次被害が生じることのないよう十分配慮して推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう、必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として行われなければならない。

4 犯罪被害者等支援は、国、県、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者による相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

（県の責務）
第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、国、市町、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係する者との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等支援に関する施策を総合かつ計画的に推進する責務を有する。

2 県は、市町が犯罪被害者等支援を行うために必要な情報の提供、助言その他の協力を行うものとする。

（県民の責務）
第5条 県民は、基本理念のっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）
第6条 事業者は、基本理念のっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（市町の責務）
第7条 市町は、基本理念のっとり、地域の状況に応じた犯罪被害者等支援に関する施策を策定し、及び実施するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（民間支援団体の責務）
第8条 民間支援団体は、基本理念のっとり、犯罪被害者等支援に関する専門的な知識及び経験を活用し、犯罪被害者等支援を推進するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

★インターネットによる人権侵害 特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）（抜粋）

平成13年法律第137号
（趣旨）
第1条 この法律は、特定電気通信による情報の流通によって権利の侵害等があった場合について、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示を請求する権利について定めるとともに、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続に関し必要な事項を定め、あわせて、侵害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を

図るための大規模特定電気通信役務提供者の義務について定めるものとする。

（発信者情報の開示請求）
第5条 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者に対し、当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る発信者情報のうち、特定発信者情報（発信者情報であって専ら侵害関連通信に係るものとして総務省令で定めるものをいう。以下この項及び第15条第2項において同じ。）以外の発信者情報については第1号及び第2号のいずれにも該当するときは、それぞれその開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。
ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。
（1） 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所
（2） 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報
ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
三 次のイからハまでのいずれかに該当するとき。
イ 当該特定電気通信役務提供者が当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報を保有していないと認めるとき。
ロ 当該特定電気通信役務提供者が保有する当該権利の侵害に係る特定発信者情報以外の発信者情報が次に掲げる発信者情報以外の発信者情報であって総務省令で定めるもののみであると認めるとき。
（1） 当該開示の請求に係る侵害情報の発信者の氏名及び住所
（2） 当該権利の侵害に係る他の開示関係役務提供者を特定するために用いることができる発信者情報
ハ 当該開示の請求をする者がこの項の規定により開示を受けた発信者情報（特定発信者情報を除く。）によっては当該開示の請求に係る侵害情報の発信者を特定することができないと認めるとき。

2 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者は、次の各号のいずれにも該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
三 次のイからハまでのいずれかに該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

一 当該開示の請求に係る侵害情報の流通によって当該開示の請求をする者の権利が侵害されたことが明らかであるとき。
二 当該発信者情報が当該開示の請求をする者の損害賠償請求権の行使のために必要である場合その他当該発信者情報の開示を受けるべき正当な理由があるとき。
三 次のイからハまでのいずれかに該当するときは、当該特定電気通信に係る侵害関連通信の用に供される電気通信設備を用いて電気通信役務を提供した者（当該特定電気通信に係る前項に規定する特定電気通信役務提供者である者を除く。以下この項において「関連電気通信役務提供者」という。）に対し、当該関連電気通信役務提供者が保有する当該侵害関連通信に係る発信者情報の開示を請求することができる。

2 前2項に規定する「侵害関連通信」とは、侵害情報の発信者が当該侵害情報の送信に係る特定電気通信役務を利用し、又はその利用を終了するために行った当該特定電気通信役務に係る識別符号（特定電気通信役務提供者が特定電気通信役務の提供に際して当該特定電気通信役務の提供を受けることができる者を他の者と区別して識別するために用いる文字、番号、記号その他の符号をいう。）その他の符号の電気通信による送信であって、当該侵害情報の発信者を特定するために必要な範囲内であるものとして総務省令で定めるものをいう。

（発信者情報開示命令）
第8条 裁判所は、特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者の申立てにより、決定で、当該権利の侵害に係る開示関係役務提供者に対し、第5条第1項又は第2項の規定による請求に基づく発信者情報の開示を命ずることができる。

（大規模特定電気通信役務提供者による届出）
第22条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条第一項の規定による指定を受けた日から3月以内に、総務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を総務大臣に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 外国の法人若しくは団体又は外国に住所を有する個人にあっては、国内における代表者又は国内における代理人の氏名又は名称及び国内の住所
- 三 前2号に掲げる事項のほか、総務省令で定める事項

2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項各号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

（侵害情報に係る調査の実施）
第24条 大規模特定電気通信役務提供者は、被侵害者から前条第一項の方法に従って侵害情報送信防止措置を講ずよう申出があったときは、当該申出に係る侵害情報の流通によって当該被侵害者の権利が不当に侵害されているかどうかについて、遅滞なく必要な調査を行わなければならない。

（侵害情報調査専門員）
第25条 大規模特定電気通信役務提供者は、前条の調査のうち専門的な知識経験を必要とするものを適正に行わせるため、特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害への対処に関し十分な知識経験を有する者のうちから、侵害情報調査専門員（以下この条及び次条第2項第2号において「専門員」という。）を選任しなければならない。

2 大規模特定電気通信役務提供者の専門員の数は、当該大規模特定電気通信役務提供者の提供する大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数（当該大規模特定電気通信役務提供者が複数の大規模特定電気通信役務を提供している場合にあっては、それぞれの大規模特定電気通信役務の平均月間発信者数又は平均月間延べ発信者数及び種別に応じて総務省令で定める数を合算した数）以上でなければならない。

3 大規模特定電気通信役務提供者は、専門員を選任したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。これらを変更したときも、同様とする。

（申出者に対する通知）
第26条 大規模特定電気通信役務提供者は、第24条の申出があったときは、同条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断し、当該申出を受けた日から14日以内の総務省令で定める期間内に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知しなければならない。ただし、申出者から過去1年以内の内容の申出が行われていたときその他の通知しないことについて正当な理由があるときは、この限りでない。

- 一 当該申出に応じて侵害情報送信防止措置を講じたとき その旨
- 二 当該申出に応じた侵害情報送信防止措置を講じなかったとき その旨及びその理由

2 前項本文の規定にかかわらず、大規模特定電気通信役務提供者は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条の調査の結果に基づき侵害情報送信防止措置を講ずるかどうかを判断した後、遅滞なく、同項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項を申出者に通知すれば足りる。この場合においては、同項の総務省令で定める期間内に、次の各号のいずれに該当するか（第三号に該当する場合にあっては、その旨及びやむを得ない理由の内容）を申出者に通知しなければならない。

- 一 第24条の調査のため侵害情報の発信者の意見を聴くこととしたとき。
- 二 第24条の調査を専門員に行わせることとしたとき。
- 三 前2号に掲げる場合のほか、やむを得ない理由があるとき。

（送信防止措置の実施に関する基準等の公表）
第27条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通については、次の各号のいずれかに該当する場合のほか、自ら定め、公表している基準に従う場合に限り、送信防止措置を講ずることができる。この場合において、当該基準は、当該送信防止措置を講ずる日の総務省令で定める一定の期間前までに公表されていなければならない。

- 一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じようとする情報の発信者であるとき。
- 二 他人の権利を不当に侵害する情報の送信を防止する義務がある場合その他送信防止措置を講ずる法令上の義務（努力義務を除く。）がある場合において、当該義務に基づき送信防止措置を講ずるとき。

三 緊急の必要により送信防止措置を講ずる場合であって、当該送信防止措置を講ずる情報の種類が、通常予測することができないものであるため、当該基準における送信防止措置の対象として明示されていないとき。

2 大規模特定電気通信役務提供者は、前項の基準を定めるに当たっては、当該基準の内容が次の各号のいずれにも適合したものであるよう努めなければならない。

- 一 送信防止措置の対象となる情報の種類が、当該大規模特定電気通信役務提供者が当該情報の流通を知ることとなった原因の別に応じて、できる限り具体的に定められていること。
- 二 役務提供停止措置を講ずることがある場合においては、役務提供停止措置の実施に関する基準ができる限り具体的に定められていること。
- 三 発信者その他の関係者が容易に理解することのできる表現を用いて記載されていること。
- 四 送信防止措置の実施に関する努力義務を定める法令との整合性に配慮されていること。

3 大規模特定電気通信役務提供者は、第1項第3号に該当することを理由に送信防止措置を講じたときは、速やかに、当該送信防止措置を講じた情報の種類が送信防止措置の対象となることが明らかになるよう同項の基準を変更しなければならない。

4 第1項の基準を公表している大規模特定電気通信役務提供者は、おおむね一年に一回、当該基準に従って送信防止措置を講じた情報の事例のうち発信者その他の関係者に参考となるべきものを情報の種類ごとに整理した資料を作成し、公表するよう努めなければならない。

（発信者に対する通知等の措置）
第28条 大規模特定電気通信役務提供者は、その提供する大規模特定電気通信役務を利用して行われる特定電気通信による情報の流通について送信防止措置を講じたときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、その旨及びその理由を当該送信防止措置により送信を防止された情報の発信者に通知し、又は当該情報の発信者が容易に知り得る状態に置く措置（第2号及び次条第3号において「通知等の措置」という。）を講じなければならない。この場合において、当該送信防止措置が前条第1項の基準に従って講じられたものであるときは、当該理由において、当該送信防止措置と当該基準との関係を明らかにしなければならない。

二 過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。

一 当該大規模特定電気通信役務提供者が送信防止措置を講じた情報の発信者であるとき。

二 過去に同一の発信者に対して同様の情報の送信を同様の理由により防止したことについて通知等の措置を講じていたときその他の通知等の措置を講じないことについて正当な理由があるとき。

★北朝鮮当局によって拉致された被害者等 北朝鮮当局によって拉致された被害者等の支援に関する法律（抜粋）

平成14年法律第143号
（目的）

第1条 この法律は、北朝鮮当局による未曾有の国家的犯罪行為によって拉致された被害者が、本邦に帰国することができずに北朝鮮に居住することを余儀なくされるとともに、本邦における生活基盤を失ったこと等その置かれている特殊な諸事情に鑑み、被害者及び被害者の家族の支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするほか、帰国被害者等の自立を促進し被害者の拉致によって失われた生活基盤の再建等に資するとともに、永住被害者及び永住配偶者の老後における所得を補完しその良好かつ平穏な生活の確保に資するため、拉致被害者等給付金、老齢給付金等の支給その他の必要な施策を講ずることを目的とする。

（国等の責務）
第3条 国は、安否が確認されていない被害者及び被害者の配偶者等の安否の確認並びに被害者及び被害者の配偶者等の帰国又は入国のため、最大限の努力をするものとする。

2 国及び地方公共団体は、帰国被害者等を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

4 国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否

等に関する情報を把握し、速やかに被害者及び被害者の家族に伝えること、被害者及び被害者の家族からの相談に応じること等きめ細かな対応に努めるものとする。

拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律（抜粋）

平成18年法律第96号
（目的）

第1条 この法律は、2005年12月16日の国際連合総会において採択された北朝鮮の人権状況に関する決議を踏まえ、我が国の喫緊の国民的な課題である拉致問題の解決をはじめとする北朝鮮当局による人権侵害問題への対処が国際社会を挙げて取り組むべき課題であることにかんがみ、北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しつつ北朝鮮当局による人権侵害問題の実態を解明し、及びその抑止を図ることを目的とする。

（国の責務）
第2条 国は、北朝鮮当局による国家的犯罪行為である日本国民の拉致の問題（以下「拉致問題」という。）を解決するため、最大限の努力をするものとする。

2 政府は、北朝鮮当局によって拉致され、又は拉致されたことが疑われる日本国民の安否等について国民に対し広く情報の提供を求めるとともに自ら徹底した調査を行い、その帰国の実現に最大限の努力をするものとする。

3 政府は、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関し、国民世論の啓発を図るとともに、その実態の解明に努めるものとする。

（地方公共団体の責務）
第3条 地方公共団体は、国と連携を図りつつ、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとする。



香川県人権啓発マスコットキャラクター「人権かがやきくん」

2 国及び地方公共団体は、帰国被害者等を支援するため、有機的連携の下に必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、必要があると認めるときは、地方公共団体が講ずる前項の施策について、援助を行うものとする。

4 国及び地方公共団体は、被害者及び被害者の配偶者等の安否